

平成26年第4回奈井江町議会定例会

平成26年12月17日（水曜日）
午前10時00分開会

○ 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤 共子	2番	石川 正人
3番	三浦 きみ子	4番	大矢 雅史
5番	森岡 新二	6番	森 繁雄
7番	笹木 利津子	8番	森山 務
9番	鈴木 一男	10番	堀 松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者（0名）

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 岩口 茂
庶務係長 栗山 ひろみ

（10時00分）

開会・挨拶

●議長

改めまして、おはようございます。

大変な暴風雪の警報が出ておりますが、よろしくご協力のほどお願い致します。

只今、出席議員10名で定足数に達しておりますので、平成26年第4回定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番森岡議員、6番森議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から24日までの8日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から24日までの8日間に決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

12月18日は、議案調査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案調査のため12月18日は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれにて散会と致します。

なお、12月19日は10時00分より会議を再開します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時02分)

平成26年第4回奈井江町議会定例会

平成26年12月19日（金曜日）
午前10時00分開会

○ 議事日程（第2号）

第1 会議録署名議員の指名について

第2 議長諸般報告

1. 会務報告
2. 議会運営委員会報告
3. 委員会所管事務調査報告
4. 例月出納定例検査報告

第3 行政報告（町長、教育長）

第4 町政一般質問（通告順）

第5 議案第1号 平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）の専決
処分の承認を求めることについて

第6 議案第2号 平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）

第7 議案第3号 平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第4号）

第8 議案第4号 平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予
算（第2号）

第9 議案第5号 平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第
2号）

第10 議案第6号 平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算
（第3号）

第11 請願第1号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択
を求める請願書

第12 請願第2号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の採択を求め
る請願書

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤共子	2番	石川正人
3番	三浦きみ子	4番	大矢雅史
5番	森岡新二	6番	森繁雄
7番	笹木利津子	8番	森山務
9番	鈴木一男	10番	堀松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北	良	治									
副	町	長	三	本	英	司							
教	育	長	萬	博	文								
会	計	管	理	者	篠	田	茂	美					
ま	ち	づ	く	り	課	長	相	澤	公				
く	ら	し	と	財	務	課	長	小	澤	克	則		
ふ	る	さ	と	振	興	課	長	碓	井	直	樹		
お	も	い	や	り	課	長	馬	場	和	浩			
ま	ち	な	み	課	長	大	津	一	由				
健	康	ふ	れ	あ	い	課	長	小	澤	敏	博		
や	す	ら	ぎ	の	家	施	設	長	表	久	義		
教	育	次	長	山	崎	静							
く	ら	し	と	財	務	課	長	補	佐	秋	葉	秀	祐
教	育	委	員	長	堀	美	鈴						
農	業	委	員	会	会	長	大	関	光	敏			
代	表	監	査	委	員	中	野	浩	二				

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	岩	口	茂
庶	務	係	長	栗	山	ひろみ		

（10時00分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第4回の定例会の出席、大変ご苦労さまです。

本会議を始めます前に1点ご報告を申し上げます。

本日、北海道新聞、プレス空知及び町広報担当より、開会中、議場での写真撮影の申し出があり、許可したことを報告致します。

只今、出席議員10名で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、7番笹木議員、8番森山議員を指名します。

日程第2 議長諸般報告

1. 会務報告

●議長

日程第2、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面報告のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番森議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、改めて、おはようございます。

本定例会までに議会運営委員会を開催しておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。

委員会開催日、調査事項、調査内容の順番でご報告を申し上げたいと思います。

委員会開催日、平成26年9月11日、調査事項、第3回定例会に関する議会運営についてです。調査内容と致しまして、①追加議案について。

続きまして、委員会開催日、平成26年11月21日、調査事項、第2回臨時会に関する議会運営について。調査内容、①会期及び議事日程について、②議案審議についてです。

続きまして、委員会開催日、平成26年12月12日、調査事項、第4回定例会に関する議会運営について。調査内容、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑤調査等について、⑥奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選出について。

続きまして、委員会開催日、平成26年12月16日の開催については、気象庁より

発表されました数年に1度の暴風雪の影響に備え、再度定例会の日程について協議を致しております。

調査事項と致しまして、第4回定例会に関する議会運営について。調査内容、①第4回定例会の日程についてであります。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時04分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

第3回定例会において付託されました調査事項の調査を終了しておりますので、報告を申し上げます。

委員会開催日10月1日、調査事項、調査第1号「地域公共交通について」

まちづくり課長、企画広報係長、企画広報係主査の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容、1. 地域公共交通の取組みについては、実証運行の内容とその結果、また本格運行、2. 地域公共交通の実績については、路線別の乗車人数、3. 公共交通事業費見込みについて、4. 市街地循環バス利用案内について、5. 乗りあいタクシーについてです。

調査資料は、別紙のとおりです。

意見・要望としまして、地域公共交通は、実証運行の結果や利用者の意見をもとに、運行ルート、停留所等の見直しがされ、昨年10月から本格運行が開始された。

運行から1年が経過し、高齢者等にとっては、買い物や通院などの移動手段として大変重要な事業であり、引き続き町民の足として定着するよう期待するところである。

今後とも、一層利便性と効率性を高めるためデータを積み重ねて、本町に適した運行となるよう努めていただきたいというものであります。

次に、委員会開催日10月29日、調査事項、調査第2号「町立病院及び老人保健施設の管理運営について（現地調査含む）」

病院事務長、健康ふれあい課主幹、健寿苑主幹、総務係長、医事係長の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行いました。その後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容であります。資料にありますように、収支状況、収益状況については、2

6年4月から9月までの状況を調査検討したところであります。

1. 町立国保病院の管理運営について、収支状況について、診療収益の状況、診療収益行為別状況、患者別保険別内訳、開放型病院運営状況、健康講座、2. 老人保健施設の管理運営については、収支状況について、営業収益の状況、入所者介護度及び待機状況、諸行事実実施状況、ボランティア活動状況、3. 地域医療総合システムの整備についてです。

調査資料は、別紙のとおりです。

意見・要望として、地方の自治体病院においては、医師不足、患者数の減少など、経営を取り巻く環境が非常に厳しい状況にある中、本町は病診連携・病病連携などの推進により、先駆的な地域医療に取り組んでいることに敬意を表する。

今後とも、安心して医療を受けるため、医師や理学療法士等の医療スタッフの確保と定着を図るとともに、地域の中で町立病院が担う役割を明確にしながら経営の健全化に努めていただきたい。

老人保健施設において、住民ニーズに即したサービスの向上、リハビリの充実など、本来の施設が担う役割に繋がるよう、更なる努力を願いたいということでもあります。

次に、委員会開催日11月14日、調査事項、調査第3号「町有財産の管理状況について」

まちなみ課長、住宅環境係長、住宅環境係主査の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容、1. 土地、家屋について、2. 山林について、3. 物品について、4. 出資による権利について、5. 有価証券（株券）について、6. 定住促進対策対象物件一覧について。

調査資料は、別紙のとおりです。

意見・要望として、町有財産の管理については、その用途・目的に応じ行政財産、普通財産などに分類され、町民の貴重な財産として適切な維持管理がなされている。

今後においても、その目的に応じた効率的な維持管理や有効活用、評価等、引き続き適切な管理、運用に努めていただきたいというものであります。

次に、委員会開催日11月18日、調査事項、調査第4号「防災対策、防災計画について」

まちづくり課長、交通防災主幹の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行った。

調査内容、1. 過去の災害状況について、2. 現在の災害危険個所について、3. 防災計画（H26.4.21改正）について、4. 防災対策について。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望として、大規模な災害に備えて、本町初の単独での防災総合訓練は、関係機関や各種団体の参加・協力のもと実施され、町民一人ひとりの防災意識の高揚が図られるなど、大いに評価するところである。

自主防災組織は、各地区における災害時の避難等で大きな役割をなすことから、多くの地区で結成されることが望ましい。

今後の防災対策においても、災害時備蓄品や防災訓練の充実などと共に、自主防災組織の結成に向けて鋭意努力願いたいというものであります。

以上、まちづくり常任委員会の報告を終わります。

4. 例月出納定例検査報告

(10時12分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第3 行政報告(町長、教育長)

(10時12分)

●議長

日程第3、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

第4回定例会出席、大変ご苦労さまでございます。

私は、この度の町長選挙におきまして、町内各界各層の皆さんからご支援を頂きまして、引き続き町政を担当させて頂くことになりました。

そこで、行政報告を申し上げる前に、議員の皆様、町民の皆様に対し、私の所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと思う次第であります。

私のこれまでの町政運営につきましては、本当に多くの町民、関係各位に支えられ、また議員の皆さんの多大なるご理解、ご協力のもと、多くの課題に取り組んで参りました。

改めて本日、所信を申し上げるにあたりまして、町民の皆様の期待と激励をしっかりとこの胸に受け止めながら、本当に身の引き締まる思いでもあります。

私に取り組むまちづくりの1点目につきましては、町民主体のまちづくりであります。

私は、町長就任以来、「対話と協調」「開かれた町政」を基本と致しまして、まちづくり自治基本条例のもと、町民参加によるまちづくりを追求して参りました。

この基本姿勢を変えることなく、町と議会、そして町民各位との情報共有をしっかりと行って、子供さんから若い方たち、お年寄りまで、町民皆が参加する、まちづくりに取り組みます。

あらゆる角度、あらゆる面で、事業の再検証を行い、町民本位の町政運営を行って参ります。

また、町長報酬の20%削減の継続等、財政の健全化にも意を用いた町政運営を行なって参ります。

2点目につきましては、広域連携の強化、推進であります。

行政サービス、住民ニーズは年々多様化しており、これらのニーズに対応するためには、自治体間連携による効率的な行政運営が必要であります。

これまで奈井江町は、介護保険における空知中部広域連合を始めと致しまして、様々な広域連携に取り組んで参りました。

今後においても、積極的に広域連携を進めて参ります。

3点目につきましては、保健・医療・福祉・介護の充実であります。

本町はかねてより、町内開業医の先生との病診連携、砂川市立病院との病病連携など、地域医療の充実に取り組み、加えて小児科外来の開設は、子育て中のお母さんたちに大きな安心を与えることができました。

今後は、これらの継続と共に、地域包括支援センターと社会福祉協議会との連携による保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括ケアシステムの確立に努め、町民の健康と福祉を守って参ります。

町内の高齢化率が37.8%となりまして、一人暮らしの高齢者が増えて参りました。一方で、障がいのある人の就労を始め、前向きに人生を歩めるような地域づくりが必要です。

「おもしろいの障がい福祉条例」「高齢者等支え愛条例」のもと、町民が共に見守り、支えあう地域づくりを一步進め、気軽に集い、会話の輪が広がり、医療と介護を繋ぐ町民の居場所、コミュニティ・カフェの創設に取り組んで参ります。

各団体や民間事業者、社会福祉協議会を核としたボランティアほか、町民の皆さんの参加を得て、コミュニティ・カフェが、それを実践し、醸成する場所として、創り上げて行きたいと考えております。

4点目につきましては、教育・子育て支援の充実であります。

児童生徒が減少する中にありまして、より良い教育環境を創り上げる視点から、学校の大規模改修や授業の際の支援員の雇用、そして35人以下の少人数学級を町独自事業として引き続き実施致します。

奈井江商業高校の存続につきましては、今、正念場にきております。今までの支援に加え、大胆な施策を実施し、高校存続に最大限の努力を行って参ります。

このほか、認定子ども園においては、就労する保護者のニーズを受け、保育時間の拡大を図るほか、第3子以降の保育料を無料に致します。

高校生まで拡大した医療費の無料化を継続し、安心して子供を産み、育てることができる環境づくりを継続して参ります。

5点目については、産業の活性化と基盤整備であります。

米づくりの根幹に関わる土地改良事業の計画的な実施はもちろん、ゆめぴりかなど、奈井江産米の評価が年々高まる中、ブランド化推進助成についても継続すると共に、JA、商工会等と連携し地元農産物のPRや加工、販売の取り組みに対して支援をして参りたいと考えております。

また、Aコープ奈井江店が老朽化する中、店舗の改築を進めることが決まりました。

JAはもとより、町、商工会が一体となって、高齢者を始めとする町民が買い物難民となることを防ぐと共に、「みなクル」におけるコミュニティ・カフェの活動と繋がり、過疎化に対する地方創生に向けた、町民生活を活性化する大きな力になるものと確信しております。

計画どおり建設が進み、Aコープがその役目を立派に果たすよう、支援して参りたいと思います。

最後は、ないえ版の地方創生であります。

11月の臨時国会におきまして、地方創生に係る2法案が可決されました。

地方創生への施策が始まろうとしています。

国は今までと違い、補助金をバラ撒くのではなく、地方創生大臣を設置致しまして、意欲ある自治体の地域振興の提言に応える方針であります。

そこで私は、町が自主的、主体的に地域創生を行うため11月1日の人事異動において「まち・ひと・しごと創生担当の主幹」を置きました。

来春の役場組織機構の改革も含めた取り組みを行って参りたいと考えております。

具体的には、江南小学校跡地の活用や工業団地の活用など、すでに道内の有力企業と具体的な計画の策定に向けた協議を進めております。

過日、石破地方創生大臣にも直接、提言をしたところであります。

今後も精力的に働きかけて参りたいと思います。

奈井江町にとっての明るい1面は、地域にとっても大きな影響があると思いますが、立地企業の躍進であります。

特に北海道住電精密につきましては、工業出荷額が増えまして、新たな設備投資についてお話も伺っております。地域に誇る活躍をして頂いているところであります。

雇用の増も見込まれる中、今年の春に立地3企業の若手社員の皆さんから頂いた、定住施策に対するご意見を参考に、「町内で住宅やアパートなどを建設する際の助成」や「家賃助成」「地元経済の振興も視野に入れた住宅リフォーム助成の継続」等を実施し、町内の定住を図って参ります。

以上、大きく6点について申し上げましたが、長い経験に甘んずることなく、まちづくりを支えて下さる議員の皆様、町民の皆様との対話を変わらぬ原点と致しまして、日々新鮮な気持ちでチャレンジャーと申しますか、挑戦を続けて参りたいと思います。

改めまして、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます、私の所信と致します。

大変、ありがとうございました。

それでは、一般行政報告を行いたいと思います。

平成26年第3回定例会以降の主なる事項について一般行政報告を申し上げます。

まちづくり課関係では、10月21日、開町（分村）70年記念セレモニーを開催致しました。

セレモニーでは、町政の振興発展にご尽力を頂いた12名の方に感謝状を贈呈したほか、小学生・中学生による合唱や住友電気工業の牛島望常務取締役によります記念講演を行うなど、多くの町民と共に70年の良き日をお祝い致しました。

また、これに合わせ友好都市フィンランド・ハウスヤルビ町から4名の訪問団を迎え、ユーハ・サロヴァーラ副議長から祝辞を頂いたところであります。

11月19日には、東京都で開催されました全国町村長大会に出席をさせて頂きました。

大会においては、別添の資料のとおり、「地方分権改革を強力に推進する」など、9項目に及ぶ決議を行なったほか、「地方創生の推進に関する特別決議」をしております。

22日には、町政功労者の顕彰式並びに表彰式を行いました。

顕彰の部では、長年に渡って公職を担われ、町の振興発展に大きく寄与して頂きました、岡本哲夫様、桑島雅憲様の2名の方に町政功労章を、表彰の部におきましては、教育文化部門で5名の学生の皆さん、工藤督宗さん、松本瑞季さん、佐藤聖美さん、佐藤寿美さん、山田夕貴さんに表彰状を贈呈させて頂きました。

また併せて、多額のご寄付等を賜りました3名の方に、感謝状の贈呈をさせて頂きました。

次に、ふるさと振興課の関係でございますが、10月3日と20日に、地方創生に係る会合に参加を致しております。

3日の『地方創生本部との意見交換』におきましては、本部から、国のタテ割りを大胆に排除しながら長期ビジョンを立てて行く方針や地方版総合戦略の前提となる市町村ごとの人口推計等に関する説明を受けております。

20日の『自治体連合立ち上げ総会』には、石破大臣も出席され、今後の取り組みとして、これまで国として力を注いでこなかった、地方・女性の力を最大限引き出すことに主眼を置き、総力戦で臨む。という方針が述べられました。

私もそれぞれの会合で発言を求められましたが、「地方も企画力、行動力が試されている重要な局面であり、大切なのは、国と地方が対策をマッチングさせながら、どう力を1つに注いでいくか、そこがポイントである」との趣旨で発言したところであります。

11月23日には、新穀感謝祭を行っております。

今年の作況指数につきましては、北海道、北空知とも107の豊作とされる中、奈井江町の状況としては青米が多く、低たんぱく米6.8%以下の比率についても、前年を下回る結果となりました。

しかしながら、全道の低たんぱく米の基準である7.4%以下の出荷率につきましては、8割弱の数値を維持しており、悪条件の中にあって、農業者の皆様のたゆまぬ努力の表れである、と改めて敬意を表すところであります。

以上、一般行政報告と致します。

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

本日の定例会、ご苦労さまでございます。

それでは、お手元にございます教育行政報告より、3点につきまして、ご報告を申し上げます。

まず1点目は、10月30日、「奈井江町教育の明日を考える集い兼PTA連合会研究大会」を文化ホールで、約160名のご参加を賜り、開催をすることが出来ました。

第1部では、奈井江商業高校の生徒会より、学校の紹介とPRを行って頂いたところでございます。

第2部では、パーソナル・トレーナーの奥村幸治氏より、「子どもたちの能力、可能性の引き出し方」と題しまして、交流の深かったイチロー選手や田中将大選手とのエピソードなどを交えながら、大変有意義なご講演を頂いたところでございます。

この集いの目的でもございます、高校の存続に向けてのPRが、今回も充分果たされたものと考えております。

今後とも、高校との連携を図りながら、来年度の生徒確保に向けまして、取り組んで参りたいと考えてございますので、議員各位ならびに町民各位のご理解とご協力を切にお願いを申し上げます。

次に、第2点目は、総合文化祭についてでございます。

11月2日から4日までの3日間にわたりまして、小、中、高の子供たちの力作も含めまして、30の団体と個人合わせまして1,262点の作品を、公民館を会場に展示をさせて頂きました。

3日には、文化ホールにおいて、奈井江小学校合唱クラブをはじめ、12の団体、105人の参加者によりまして、芸能発表会を開催したところでございます。

文化祭の開催にあたり、ご協力を賜りました文化連盟をはじめ、関係団体、町民各位に心より感謝を申し上げます。

次に、3点目でございます。

教育行政報告にはございませんが、12月17日の小学校・中学校の臨時休校についてでございます。

16日の午前11時、札幌管区气象台から、16日から18日にかけて、急速に発達する低気圧の影響で、北海道は大荒れの天気となる見込みから、大雪や猛吹雪による交

通障害、暴風等に、嚴重なる警戒を要する旨の情報提供が、空知教育局を通じてございました。

それを受けまして、小学校・中学校の各校長とも協議した結果、17日の天候悪化を憂慮し、同日、小学校・中学校とも臨時休校の措置を取ったところでございます。

幸いに致しまして、本町の天候は大きく荒れることなく、18日に両校とも再開したところでございます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上、行政報告を終わります。

日程第4 町政一般質問

(10時31分)

●議長

日程第4、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願い致します。

(1. 7番笹木議員の質問・答弁)

(10時31分)

●議長

7番笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

皆さん、おはようございます。

7番笹木利津子です。

通告に従い、町長に大綱2点、教育長に1点お伺いさせていただきます。

質問の前に、北町長の8期目の当選に対し、心からお祝いを申し上げます。

選挙初日、町内各地区を遊説に回られ、有権者に対し町政推進に当たる旨のお話をされました。その姿勢に大変心強く感じたところでございます。

また、今ほどの町長の所信表明では、改めての行政推進の決意もお聞きしました。

今後一層、深く広く、町民との対話と情報を共有され、奈井江町の抱える問題の解決に、特に公約の6大綱推進にご尽力頂きたいと願うものであります。

今後、奈井江町だけでなく、道政や国政の場からも町長の経験に対する活躍の場が増える事と思います。

どうか奥様共々ご健康にご留意されまして、ご尽力頂きますよう、ご期待申し上げます。

それでは質問に入ります。

町長はこの度の「町長選」の出馬にあたり、6大綱の公約を掲げられました。

この公約を拝見した時、7期28年間にわたり、その時々々の国の情勢をいち早く捉え、多くの施策を地道に実行に移されて来ました。

行政改革の推進をはじめ、町民の安心・安全に全力で取り組んでこられたことに、心から敬意を表するものでございます。

特に、これらの施策の実施について、町長は多くの場で町民の声を聞き、協働のまちづくりに努力をされてこられました。

また、先般成立致しました「まち・ひと・しごと創生法案」に対し、敏速に担当部署を設置されましたことも、まさに町長の手腕の一端であると感じております。

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を是正する。そのために、安心して働き結婚し子育てが出来る。将来に夢や希望を持つことが出来るような、魅力ある地方を創生する事が目標とされております。

人口減少・超高齢化という現実も直視しつつ、確かな結果が出るまで、中長期的な観点から、町長には力強く実行して頂くことを希望し、また期待を致しております。

地方への新しいひとの流れをつくる。地方に仕事をつくり安心して働けるようにする。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る。地域と地域を連携するなど、検討項目は山積みですが、地方創生大臣の発言が大変印象に残っております。

従来的な発想にとらわれず、まず縦割りを排除し、ワンステップ型の政策を展開する。全国どこでも同じ枠にという手法は取らない。あくまでも地方の自主的な取り組みを基本とし、国はこれを支援するという事でありますから、これまでも全国では先進的に多くの施策を実施してこられた町長の得意とする法案の成立ではないかと、私自身感じております。

また、町政懇談会等の中でも、江南小学校の再活用や空知団地の活用について、町民からの要望・質問を頂きました。

この議場においては、閉校前の江南小学校生徒における学校の再活用について、沢山のプランや要望の発表が行われたことも、記憶に残っております。

具体的な方向性は、今後の検討を進める中での事と十分に理解をしておりますが、町長の公約の中で「ないえ版・地方創生」について、今定例会では是非、展望も含め、お伺いしたく質問とさせていただきます。

●議長

(10時36分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、11月の臨時国会において、可決・成立致しました「まち・ひと・しごと創生法」につきましては、少子高齢化の進行や、今お話しございましたように、人口減少に的確に対応し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保することによって、将来にわたる活力ある日本社会を維持していく施策を、総合的かつ計画的に実施することを目的としております。

国は、この法律に基づきまして、「長期ビジョン」と今後5ヶ年の「総合戦略」を定めることとしております。

また、地方公共団体に対しては、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を定めるよう努力義務を定めております。

本町におきましては、これまでも人口減少と少子高齢化社会に対応するため、まちづくりのあらゆる分野を通じて、総合的な取り組みを、町民と共に考え進めて参りました。

そこで、地方創生に対する奈井江町の展望についてであります。まずは、これまでの施策についての整理・検証を行いながら、町民や農商工との協働のもと、まちが有する「人・物・地域・自然・技術」など、あらゆる優れた資源の連携と有効活用を検討することが必要と考えております。

11月1日付で、担当職員も配置致しましたが、国においては、「地方版の総合戦略の策定、推進」に対して、小規模自治体に対しても、「人の支援」を行うこととしております。

12月に入りまして、その要望調査がありましたので、国家公務員の派遣を要望したところでありますが、来春に向けて、機構・組織の見直しを含めて検討して参りたいと考えております。

まさに今、地方の力が試されている時でもあり、新たな発想、強い意志を持って、来年度中に「奈井江版総合戦略」の策定を進めて参りたいと考えております。

「江南小学校・空知団地などの資産の再活用について」であります。地方創生との関連において、奈井江町における旧江南小学校の活用や空知団地への企業誘致については、重要な地域資源の1つであると思っております。

旧江南小学校の校舎、グラウンドなどの活用につきましては、本年の夏に、民間業者からの提案を受け、新たな雇用の場の創設を含めて、今後の可能性について、検討・協議を始めたところであります。

この事業に関しては、地方創生における、戦略や国の支援と、どのように結び付けていくか、また、将来的に空知団地の活用に関わる事業となり得るかどうか、更に検討を深めて参りたいと考えております。

私は、地方創生にかかる、国との意見交換において、「国は、従来の縦割りを大胆に排除すべきであるし、地方も地域力、行動力が試されていることを受け止めながら、国と地方ががっちり、しっかりとマッチングし、どう力を一つに注いでいくかが大切なことである」と訴えております。

奈井江町の戦略については、国の方針を確認しながら、自主的かつ主体的な総合戦略となるように組み立てて参りたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

ます。

●議長

(10時41分)

笹木議員。

●7番

今ほど町長からご答弁を頂いて、今までの検証を含めて、優れた奈井江町にある資源の利用、また活用、そして新たな発想など、これからの構想とか取り組みが、町民皆様の本当に期待にかなう施策の推進となることを、私の立場からも大きな期待を致しながら次の質問に入らせて頂きます。

次に、ピロリ菌検査の推進と助成について、お伺い致します。

世界保健機関（WHO）の専門組織「国際がん研究機関」で、この9月、胃がんの約8割がヘリコバクター・ピロリ（ピロリ菌）の感染が原因であるとの報告書を発表致しました。

日本では、がんの中で最も罹患する人の数が多いのは胃がんです。

そのため近年、胃がんとピロリ菌との関係が注目されております。

昨年2月には、ピロリ菌感染を調べ慢性胃炎と診断された場合、除菌に保険適用する対策が取られました。

今、日本人のピロリ菌感染者は3,500万人とも言われております。

水道などの衛生環境が整っていなかった時代に、幼少期を過ごした年齢層50歳代後半以降に感染者が多く、胃がんでは年間12万人余りが発症、死者数は年間約5万人と推定され、がんの死因2位となっております。

現在研究によって、胃がん患者の95%以上がピロリ菌を持っていることが分かりました。

ピロリ菌がいなければ胃が痛くなくても、胃潰瘍にはなりません。

ピロリ菌に感染すると100%の人が慢性活動性胃炎になり、ここから萎縮性胃炎・胃潰瘍・胃がんなどの病気に発展をしていきます。したがってピロリ菌を除菌する事が、胃がんを予防する一番の近道と言えます。

ただ、このように胃がんの発症にピロリ菌が大きく関わっていることが理解され啓発をしても、ピロリ菌検査を改めて受けるという事は、非常に難しいと考えております。

ピロリ菌の検査方法には、尿から抗体を調べる尿検査、血液から抗体を調べる血液検査、呼気から調べる尿素呼気試験、便から調べる便中抗原測定、ピロリ菌検査とペプシノーゲン検査を組み合わせるとのABC検診と様々あるようです。

奈井江町においても、特定健診・がん検診等、町民の健康推進に多くの施策を取られておりますが、これらの機会を活用し、何かしらの検査方法を、オプションなどの方策を使っても実施することが出来ないか、お伺い致します。

また、ピロリ菌は、胃酸が十分に分泌できない乳幼児期3歳頃までに感染します。

この感染源は、経口感染です。ピロリ菌を持った大人が、口で噛んだ物を与える事で感染します。

若年層は先に除菌する事で、将来にわたって多くの胃の病気を防ぐことができ、岡山県真庭市では、除菌治療で成人と同量の薬剤を投与できる中学2・3年生を対象に補助制度を創設し、8月から無料化での検査に取り組んでおります。

ピロリ菌検査により慢性胃炎等発見された患者に、除菌に保険適用が実現した中で、除菌検査を受ける決断をするのは町民一人一人ではありますが、ピロリ菌検査の推進と助成について、町長にお伺い致します。

●議長
町長。

(10時45分)

●町長

笹木議員の2つ目の質問でございますが、ピロリ菌検査の推進と助成についてということでございます。

胃がん発症の要因の一つとして、笹木議員おっしゃる通り、ピロリ菌の感染があることから、ピロリ菌を早期に発見し、除菌することで、胃がんの発症を抑制することに繋がることについては、私も承知致しているところでございます。

本町では、毎年5日間、胃がんの集団検診を実施しておりますが、過去3年間の受診数、受診率は年々増加傾向にありまして、予防意識が高まっているところでございます。

そこで、1点目の特定健診やがん検診の中での導入についてでございますが、現在、本町で実施しています胃がん検診については、バリウムによる胃X線検査でございますが、精密検査が必要になった場合については、医療機関での内視鏡検査を受診するよう、受診勧奨を強化しているところでございます。

合わせてピロリ菌検査につきましては、医療機関において個々の症状や胃粘膜等の状況に応じて、医師の判断と指示により実施され、除菌が必要な場合、服薬治療を7日間行う流れになっております。

私もそれをしました。

ピロリ菌は、胃がん発症の要因ではありますが、食生活の乱れやストレス等、他の要因も重なることで、胃がんのリスクが高くなると言われておりまして、今後は、このような知識の普及や啓発活動を強化していくことも必要であると考えております。

いずれに致しましても、ピロリ菌による胃がん発症を抑制することは、大変重要なことでありますので、地元医歯会とも十分相談しながら、特定健診やがん検診の中で、どのような検査方法で実施すれば導入が可能なのか、また多くの受診に繋がるのか、今後、十分検討して参りたいと思うところでございます。

2点目の中学生等の若年層への検査導入と助成についてでございますが、現在、一部の自治体におきましては、中学生を対象としたピロリ菌検査を実施していることは承知しております。

ピロリ菌は、上水道が整備される以前の井戸水等が原因での感染が主とされております。現在では、公衆衛生管理の向上にもよりまして、保菌者が年々減ってきていることも、これまた事実でございます。

実施自治体での中学生の保菌率は5%程度と言われておりますが、検診の有効性等については現在、研究段階となっております。

また、「除菌治療には抗生物質を使うことから、それ以後、抗生物質が効きづらくなる」といった課題も、これまたあるわけでございまして、十分な検証も必要であると考えております。

今後、実施自治体からの情報や研究結果を踏まえながら、十分、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時49分)

笹木議員。

●7番

町長はピロリ菌検査をして、除菌をされたということでありました。

私は今回この質問に立つ前に、実はピロリ菌検査をしてないんですね。

是非、検査をしてみたいと、多分あるんじゃないかなって、そんなふうに思っているんです。

もし自分の体の中にピロリ菌が見つかったら、必ずやまた除菌もするのかなというふうに思ってます。

このピロリ菌については、北海道大学の浅香特任教授が全国で本当に先頭に立って進めている研究と伺っています。

ピロリ菌をまずは身近な問題と捉えて、検査の必要性を伝えていくことが、まずは大切なんだと思うんです。

今も言いましたが、ピロリ菌が発見された場合、奈井江町の全ての医療機関で除菌することが出来るということも、町民の皆さんにとっては、かかりつけの先生の所で処置を受けられるということも大変良いことなのかなと、そんなふうに思っております。

また助成についても、岡山県真庭市の例を挙げさせて頂きましたけれども、市と川崎医科大学の井上准教授としっかり協議をしたもとの、安全性重視で尿検査判定を行うということで行われたようであります。

検査料が約、1人に対して3千円、ただ、あくまでも希望者を募って希望者が除菌をしていくということでもありますから、早期発見、発症リスクの低減が狙いで実施をされたんだと思います。

でも私この実例を自分で調べた中で感じたのは、この子供たちに実施をすること自体が、感染率の高い私たちの世代に対して検査を促すという大きなきっかけにも繋がっていくのかなと、そんなふうに思いました。

事例の確認が取れた場合、また実施に向けて検討して頂くという答弁を頂きましたけれども、是非、またしっかり検討して進めて行って頂きたいと、そんなふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは最後の質問になりますが、子供たちの学力向上と豊かな心の推進について、

教育長にお伺い致します。

今年10月、議会議員会として秋田県・由利本荘市に研修に行くことが出来ました。

研修には教育次長も同行され、長年にわたり全国トップの学力を維持している秋田県への研修は、大変有意義であったと思います。

同行された教育次長も、これからの奈井江町の子供達への教育の在り方を模索され、また、教育長には研修の報告もされたことと思います。

訪問した由利本荘市教育委員会からの資料に基づいた丁寧な説明を受けながら感じた事は、現在の学校教育に至るまでに、学校・教育委員会・PTA・地域という子供を取り巻く全ての環境が、子供の学力向上と心の豊かさという目標に向け、心ひとつに時間をかけて進めて来られたということです。

当然ながら、今すぐ奈井江の子供達に適應することは出来ませんが、とりわけ印象に残っている施策があります。

「授業スタイルの構築による授業改善と指導の充実」、これだけ聞くと難しいと感じますが、要は「ノート活用」の授業スタイルを作っておりました。

1時間の授業に対して見開き2ページを使い、問題・学習課題・自力解決・学びあい・まとめ・チェック・練習問題・振り返りと、自分なりの参考書になるようなノートの使い方を一律にしているということでした。

特に素晴らしいと感じたのは、この子供たちのノートを、教育専門監の先生が教材研究に使い、次のステップアップにしているということです。

また奈井江町の子供たちの課題でもある家庭学習の推進では、小・中共通で「一人勉強ノート」「自主学習ノート」名づけて「ひとべん」を実施していることです。

課題は自分で決めながら、保護者のチェックなどの連携、担任のチェックやコメントと、周りの努力によって、喜んで自己学習に挑戦する環境を構築されていることにも、大変感心を致しました。

特にこれらの施策の実施にあたっては、教育長や市職員から、校長もしくは直接先生に提案をし、進めていけるということが最大の要因であると感じました。

この度の研修で感じたことは、子供が学習に興味や喜びを持つことの重要性です。

今後、奈井江町の子供たちが、どう学習に向かっているのか。環境の整え方なども含め、教育長にお伺い致します。

また、学習と同様に、子供たちが豊かな心をはぐくみ、知性や感性を養うための読書の大切さを、これまで何度も提案させて頂いてきました。

私も読み聞かせ活動が16年程になりますが、今までゲームに夢中だった子でも、本を開くと本に集中し、目がキラキラ輝く姿を見る度、本の持つ不思議な力を感じております。

先の定例会で、読書ノートの導入についてお伺い致しましたが、その後、何か施策の進展がありましたらお伺い致します。

以上、教育長にお伺い致します。

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今の笹木議員のご質問にお答えをさせて頂きたいと思えます。

まず、1点目の今後の学力向上対策等についてでございます。

学力の向上に一番大切なことは、基礎・基本の定着でございます。

そのためには、子供一人ひとりに応じた、きめ細かな指導が必要でございます。

小学校での35人学級の継続、そして、特別支援教育支援員の配置につきましても、継続して参りたいと考えてございます。

また、学習したことを定着させるためには、繰り返し、取り組むことが大切でございます。

そこで、新年度に向けまして、学校側とも連携を図り、担当課とも協力を得ながら、町内の各児童館や学童保育などに北海道教育委員会で作成しております、過去のチャレンジテストを置いて、自ら希望する子供が、現学年よりも1年下の問題に取り組むことが出来る環境を作りたいと考えております。

1学年下の問題を解くことにより、基礎学力の定着と「できる」喜びを実感させ、そして、自らの意志でチャレンジすることにより、学習意欲の向上に繋がればと願っているところでございます。

いずれに致しましても、学校側とも充分協議を重ね、基礎・基本の定着に向けまして、今後とも努力して参りたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

次に、2点目の、読書ノートの導入についてでございます。

現在、読んだ本の題名、感想などを記入できる「読書記録ノート」を、来年度の実施に向けまして、準備をしているところでございます。

また、小中学生だけではなく、一般町民にもご利用頂き、読書普及の一助と致したいと考えてございますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時58分)

笹木議員。

●7番

大変嬉しい答弁を頂きました。

秋田県に研修を行かせて頂いて、私自身本当に、全国でトップをずっと長年維持している県ですから、それはそれは素晴らしい、全てが違うんだなという感覚さえ受け止めて帰って来たんですけれども、また、その研修を、元かどうかは分かりませんが、今、教育長の答弁にありましたように、チャレンジテストを実施して頂ける。また1学年下のものに挑戦をする、すごいアイデアだなと思えました。

私たちがそうですが、テストをやって全然出来なければ、また頑張ろうという意欲がなかなか失せるものでございます。

1学年の中で結果が良ければ、またそこから喜びも出てくる。1学年下のテストをやるわけですから、出来なきゃ悔しさも出てくると。

ですから、素晴らしい、実施をして頂けるんだなという思いであります。

ただ、このテストを児童館とか、学童保育に置くということでありましたが、置いて、子供たちが勉強を、テストをした後、どのようなことを考えてられるのか、大変重要なことだと思うんですね、ここを1点お聞きしたい。

それから読書ノート、新年度から実施して頂くということで、本当にこれはありがたいと思ってます。これも、どのような状況で、ノートというか、それを貸し出すというのか、手渡しになるのか、また、それら、記入をしたりとかという部分の様々な事務的な部分も、どのようにしていかれようとしているのか、伺いたいと思います。

●議長

(11時00分)

教育長。

●教育長

只今の笹木議員のご質問にお答えをさせて頂きたいと思えます。

まず、児童館それから学童保育等に置かせて頂きたい、チャレンジテストの関係でございます。これにつきましては、今後、学校、特に小学校でございますけれども、それから担当課、おもいやり課とも、また具体的に検討させて頂いて、方向性を出させて頂く、これもご理解を賜りたいと思えます。今、私共の方で考えておりますのは、先ほど申し上げましたように、道で作成してございますチャレンジテストの過去のテストをプリントをして、そこに置かせて頂く。そして、子供たちが好きな時間で、取り組みをして、自主的に取り組みをするように配置をしたいというふうに考えてございますが、あと、回答書につきましては、これは、指導員にお預けをして、これも子供自ら、自己採点をするようなことで考えてございます。

その時に当然、疑問、それから分からない点が当然出てくると思えます。

それにつきましては、学校側と協議をして、子供が担任の先生に、それを質問をし、指導を受けるようなことを学校側とも協議をし、進めていきたいなというふうに考えてございます。

いずれにしても、本町の課題でございます、放課後学習が一つの課題でございますので、その一助になればというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

それと、読書ノートの関係でございますが、これは、図書館の職員等と、今、手作りで、今、考えたいなというふうに思っておりますが、配布等につきましては、これも学校側とも相談をさせて頂きますが、特に小中学生については、いったんは、一回は全員を対象に配布をさせて頂く、そして、一般町民につきましては、図書館のカウンターに置かせて頂いて、それを自由に使って頂くような対応も、今、検討したいなと考えて

ございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

あと、記入方法についても、これも、子供たち、もしくは一般町民、自ら記載をして頂くというようなことも考えてございます。

ご理解頂きたいと思います。

●議長 (11時03分)
笹木議員。

●7番
今、新年度から実施して頂ける、チャレンジテスト、また読書ノートが、子供たちの、これは何か勉強だけでなく、また読書だけでなく、全ての成長に繋がる、実りのある施策となることを希望しまして、質問を終わらせて頂きます。

●議長
以上で、笹木議員の一般質問を終わります。
ここで、11時15分まで休憩します。

(休憩) (11時03分)

(2. 1番遠藤議員の質問・答弁) (11時15分)

●議長
会議を再開致します。
遠藤議員。

(1番 登壇)

●1番
第4回定例会のご出席、ご苦労さまです。
本日は2点の質問と致しまして、町長に1点、そして教育長に1点質問させていただきます。

現在、子供を持ち、夫婦で共働きをしている家庭にとって、どんな支援があれば安心してこの町に住み、子供を育てられるのか、話を聞く機会がありました。

そこで、子供の小さいうちはよく体調をこわし、しばしば職場を休むことがあり、有給休暇を使い切り、そしてその後、大変なことが多くあるんだといった、そういう声がありました。

病気の回復期にあたる一定期間、一定期間と言いましても1日か2日のことなんです、その期間、少しみてもらえたらという声がありました。

今や少子化、核家族化といった状況の中で、病後児保育事業について伺います。

2点目として、幼児教育の推進について。

幼児教育については、若い世代の方々と、私とでは、考え方には差がありました。

保護者の方々の働き方が変わってくる中で、延長保育が必要になってきたように、社会の変化によって、保育も変わらざるを得ない場合があるのではないかと思います。

今では、こども園に対し保護者から求められるものが多くあると伺っています。

現在の幼児教育については、特に園内での作物作りや、食育の強化、英語教育の推進など、今や地域の人材を生かし、民生委員の方々、更には農協青年部の方々にも昨年から協力を頂けるようになりました。

人との交流や支えがあって、少しずつ地域にも広がりが見えてきたと思います。

また、幼児教育を推進することで、小1プロブレムの解消にも繋がることだと言っております。

そこで改めて、現在の幼児教育の取り組みについて伺いたいと思います。

●議長

(11時18分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員の質問にお答え申し上げたいと思いますが、まず1点目の病後児保育事業についての考え方についてということでございますが、病後児保育につきましては、病気や感染症などの回復期に、集団生活が困難な期間にある子供を預かる事業であります。子ども子育てニーズ調査においても、一部の保護者から「病後児保育があれば、利用したい」と、今、遠藤議員がおっしゃったようなことを聞いております。

希望する家庭もございまして、大切な子育て施策の1つであると認識は致しております。

しかしながら、感染症の子供を隔離する専用スペースや看護師、保育士の配置が必要となるため、近隣を見渡しても、滝川市のような大きな町で、1か所の保育所が実施しているだけでありますが、その利用人数についても、年間45人、月平均致しますと4人程度の利用に留まっていると聞いています。

認定こども園に、新たな専用スペースを設けることや、町立病院においても、看護師の確保に大変、苦慮している現状にあつて、大変困難なことであることをご理解頂きたいと申し上げておきたいと思っております。

次に、きめ細かな幼児教育の推進についてということでございますが、認定こども園につきましては、子供たち1人ひとりの発達、特性に応じた保育、教育に取り組んでいますが、偏食の子供たちには、菜園等での体験を通じて「嫌いな食材でも一口ずつ食べる」ことから始め、子供自身が「食べられた！」という達成感や「食」への興味や関心を持てるよう努めております。

また、国際的な社会に対応できるよう、月1回、4～5歳児を対象と致しまして、英語教室も行っているところでございます。

まさに、遠藤議員が申し上げたとおり、地域の人、外国語指導助手の協力のもと、これらの取り組みを行っています。

近年、体幹機能が低下致しまして「座ってられない」「些細なことで怪我をする」子供が増えてきている中、低年齢から体幹を鍛える運動に取り組むと共に、核家族化が進み、家庭で上手く躰けが出来ないという課題がある中にありまして、遊びや日々の集団生活を通して、良いこと悪いことの分別等を指導し“小1プロブレム”の解消にも努めているところであります。

今後も、各種事業を充実させ、きめ細かな幼児教育の推進に努めて参りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時22分)

遠藤議員。

●1番

町長の答弁の中にありました、病後児保育指導については、保育士だとか、場所の確保だとか、看護師の確保といった部分で、困難があるということをお聞きしましたし、滝川の方でも1日大体4人程度の子供さんを預かるといった現状であるというお話でした。

奈井江の中でも多分、そんなに沢山の子供さんが今、いるわけではないので、ひょっとして奈井江がやろうとしたら、こんなには本当にいないのかもしれないんですけども、やはり、長い目で子育てという部分を考えて頂けるのでしたら、ちょっと何年か先にでもやっぱりそういったことを取り入れながら、ちょっと考えて頂きたいなという要望になります。

幼児教育についてですが、今、現状の中で、食育の強化、また、英語教室もあると、そして体幹を支えるための運動をしているといったお話がありました。

幼児教育については、若い人たちの考え方の中には親の役割と、そしてこども園での役割というものが、ごっちゃになっているという保護者の方もいましたので、そこら辺を、やはり保育所の中で、指導と言ったらおかしいんですけども、伝えていくことも必要ではないかなというふうに思います。特に小学校に入る子供さんたちとの連携といった部分も大事ではないかと、そして親の役割はしっかりと担い、そして、こども園に預けることで集団での生活のマナーやルール、及びそういったことを学ばせていながら、生活の中にしっかりと役に立てれるようになればいいなというふうに私は思っております。

核家族化、少子化が進行する中、同じ年齢、また異年齢による集団での遊びや、自然との触れ合いなどの体験を通して、学習の機会を設けることも重要ではないかと思えます。

特に、園内において作物を作ったり、食育の強化、英語教育の推進をやっている中で、今や地域の人材を生かしているという部分ではとても喜ばしいことと私は思います。

幼児期における子供の育つ環境が、まさに著しく変化してきておりますので、教育の面も含めて、幼児教育について、幅広い観点から更に検討をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

地域に根差した特色ある教育についてということで、教育長に質問させていただきます。

これまで、特色ある教育として、江南小学校では、長い歴史の中で米作りを行ってきました。

また、それぞれの学年の班ごとで、野菜の栽培を行い、秋の収穫祭には、お世話になった地域の方々を招き、お餅をついたり、体験の発表などで楽しませて頂きました。

近年は、どこの学校でも特色ある教育として米作りが広がってきました。

今まさに江南小学校での歴史を引き継ぎ、子供たちにとって、毎年貴重な体験をさせて頂いていると思います。

地域にある素材を十分に生かした体験活動を通し、命の大切さや心を育てる教育は、もっとも特色ある教育であり、食育活動にも十分繋がっていることと思います。

今、地域作りには、人づくりが大切であり、子供たちの教育がとても重要であり、家庭では、もちろんの事、地域や、学校、町民の一人ひとりの力が大切となっております。

これまで奈井江町は、平成7年からハウスヤルビ町との国際交流を行っており、子供たちにとって貴重な体験をさせて頂いております。

現在は、こども園でも英語教育に取り組んでおり、小学校低学年からも、限られた時間の中ではありますが、英語教育に取り組んでおります。

奈井江の地域に根ざした特色ある教育の推進と共に、また、様々な観点から、スポーツに親しみ、世界にはばたける子供たちの育成にと考えておりますが、今、子供たちの体力の低下が懸念されており、基礎になる物は、食することと思います。

人づくりは、健やかな心と、体づくりから始まるものと言います。

昨年と今年にかけ、奈井江小学校の収穫祭に呼ばれ、子供たちの体験の発表を聞き、その後、子供たちに呼ばれ、給食を共にしました。

まず、クラス全員が、大体同じ量の盛り付けをした際に、「いただきます」をすると、一斉に子供たちが立ち上がり、器とお皿を持って自分の食べる量だけを容器に戻しに行くのです。

こうした子供たちが半数近くいたと思います。

私の隣に座った子供さんは、和え物の野菜が苦手なようで、大人にすると一口程度のおかずと、汁物は半分にあけ、魚は戻してきたのでありませんでした。

あまりの驚きだったので、放課後まで、これではお腹が持たないのではないかということ、ちょっと声かけをしましたが、大丈夫という返事でした。

最終的に、食べる子供は、おかわりをして、残菜はそう残っておりませんでした。

メニューによるのかもしれませんが、子供たちによって食べる食べないの差があまりにも大きすぎると思いました。

家庭でのあり方には、少々不十分な所があるのかもしれませんが、今一度、食の指導

が大切と思います。

こども園に通園している子供たちの食の様子を伺いましたが、ほとんど残菜がないということでした。

学校における給食の残菜の状況、また食育活動、そして地域に根ざした特色ある教育について伺います。

●議長

(11時28分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今の遠藤議員のご質問にお答えをさせて頂きたいと思います。

まず、地域に根ざした特色ある教育について、まずご答弁をさせて頂きたいと思いません。

1つには、今、遠藤議員よりお話を頂きました江南小学校から、新設奈井江小学校に引き継がれた農業体験学習がございます。

本町の基幹作物でございます稲作の体験学習を通じて、ふるさとを愛し、心優しい子供たちの育成を目指しているところでもございます。

また、稲作体験だけではなく、メロン学習、トマト学習をはじめ、中学校のインターンシップにおきましても、多くの地域の方々にご協力を頂いているところでございます。

こうした地域の方々との交流により、他人への思いやりや、人間関係を築く力にも繋がるものと大いに期待をさせて頂いているところでございます。

更には、本町には、道内でも3本の指に入ると言われておりますコンチェルトホールがございます。

地域文化の拠点として、児童生徒の文化芸術体験、そして表現教育の推進のため、今後とも積極的に活用して参りたいと考えてございます。

今後とも、地域資源を最大限に活用させて頂き、地域に根ざした特色ある教育に努めて参りたいと考えてございますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

次に、給食の残渣等についてでございます。

24年度と比較を致しまして、25年度の残渣率につきましては、奈井江小学校で3%減少の10.1%。奈井江中学校におきましては3.1%減少の9.1%となり、それぞれ減少している状況ではございます。

食育は、栄養教諭により、全学年で実施をさせて頂いております。

担任教諭におきましても、給食時間に、残渣が出ないように指導を行っているところでもございます。

食育に関しましては、家庭への啓発も含めまして、食育指導を進めて参りたいと考えてございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長
遠藤議員。

(11時31分)

●1番

先ほどの教育長の答弁の中にありましたインターンシップだとか、農業体験、そういったことを通じて学ぶ力だとか、生きる力を身につけさせていく上で、重要であるといったお話、更に推進をして頂きたいなというふうに思いました。先ほど、コンチェルトホールの話ありましたが、年に数回、コンサートを開いておりますが、子供たちの様子というのは、そこには、全くありませんでしたので、そんなふうな前向きに、そういったコンサート、子供たちに聞かせたいという、そういう思いは私も是非是非、進めて頂きたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

地域に根ざした特色ある教育の推進について、私の方の考え方として、もう一歩何か進めた形での教育が出来ないのかなというふうな思いがありまして、これまで、先ほど少し話したんですけれども、ハウスヤルビ町との交流を行って来て、世界を見据えた人間性を育むために、インターネットでのやり取りだとか、スカイプを使ったやり取りだとかといった国際交流の推進をお話したいなというふうに思ひました。

こうした交流によって、英語教育の向上はもちろん、おのずとその国の文化だとか、歴史だとか、そういう多様な面で学ぶことが出来るんじゃないかなというふうに思ひましたし、これら学校の英語教育の中で、時間を活用してやっている、また放課後を活用して、交流をやる、そして外国語指導助手の方の指導のもと、やっているという学校が、調べた結果、多くありました。

生徒の一人一人の可能性を十分に生かした、世界を見据えた人間性を育むための教育を考慮頂きたいなというふうに思ひました。

学校における給食の残菜の様子、昨年から見たら、それぞれの学校で3%減少、3.1%中学校で減っていますといった報告でした。

食育についても、一生懸命、年に数回やっておられて、子供たちに食べる楽しさだとか、残らないようにという指導やっているとのことでしたが、本当にとにかくこの間の学校に伺った時の子供たちの給食の様子は、とてもこれで本当に体力が持つのかなというふうな思いで見ただので、ちょっと今日は報告させてもらいました。

また、保健センターで行っている保健師業務分析と計画という冊子がありました。

ここでは事細かな分析をしてありましたし、これらのもとに次年度に向けた重点の目標が示され、活動の計画もしっかり立てられておりました。

すこやか検診の結果で、総体的な結果を見ると、運動の必要性は十分にあると、そして、食事はバランス良く摂取する事は、心身の成長には欠かせない物だというふうに示してありました。

食育の観点からも、啓発支援の必要性を感じるというふうに示されておりました。

家庭からの観点で見ると、これまで良く言われてきた早寝、早起き、朝ごはんの重要性と規則正しい生活に心がけていくということが重要でもありますし、授業や給食を通

して、更に食に対する正しい知識と能力の育成、また食の大切さを進めて頂き、奈井江の特色ある教育に、心身共に元気な子供たちの育成に努めて頂きたいと願います。

以上で、質問を終わります。

●議長

(11時35分)

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

(3. 5番森岡議員の質問・答弁)

(11時36分)

●議長

森岡議員。

(5番 登壇)

●5番

それでは、通告に従いまして、大綱2件につきまして、町長に質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、質問に先立ちまして、北町長におかれましては、先般の町長選挙におきまして、8期目の当選をされましたことに、心からお祝いを申し上げる次第であります。

私たちに残された任期はあと4ヶ月でありますけれども、北町長が引き続き、この議会の場に戻られたことをとても嬉しく思っております。

昨日の衆議院選挙において勝利をし、引き続き政権を担う現政府の大きな公約の1つであります「地方創生」がいよいよ本格的に進められていくこととなりまして、先ほど町長も所信の中で述べておりましたけれども、地方の自主性や地域にあった独自の取り組みに対する提案が必要となって参ります。

町長が長年にわたり培った政策立案力や行政手腕を大いに発揮をして頂き、健康には十分注意をされまして、わが町の未来のため、奈井江町のリーダーとして、更には地方自治体のトップリーダーとして、大いに活躍されますことを心より期待をしております。

町長が選挙公約として掲げた6つの大きな政策につきましては、全てにおいて、共感するものであり、出来る限りの協力をさせて頂くつもりでおりますので、どうぞよろしくお願いを致します。

それでは質問に入ります。

1件目の質問は、国道12号線と15号通り交差点における安全対策についてであります。

今年の4月に、今、申し上げた国道12号線と15号交差点、東側でありましたけれども、人命を失う重大事故が発生を致しました。

この場所につきましては、過去にも人命に関わるような事故や車両同士の事故が非常に多く発生している状況があります。

現場につきましては、国道、更に道道、町道が交わる交差点でありまして、東西においては、車両の通行形態や、また横断歩道の長さも、倍くらい違うと思うんですが、違いもあり、人、それから車の通行量も非常に多い場所、更に、東側はアンダーパスからということになって、見通しがあまりよろしくないというような状況の中で、細心の注意が必要な場所であるということについては、皆さんご存知のとおりであります。

事故の発生を100%防ぐということは、これは非常に難しいことではありますけれども、啓発を含めて再発防止のために最善の努力をするということが非常に重要でないかと思えます。

今年の事故の後には、警察を交えて、町の道路維持、更に交通安全の担当者、それから交通安全指導員、隣接の町内会、更には開発局、空知振興局と関係機関が現地において、安全対策について意見交換をされたということを知っております。

その後の経過については把握しておりませんが、現場につきましては、道路の管理者が、国・道・町と、これは維持に関してですけれども、分かれておりまして、交通安全については警察が主体となってやるものとなるのかなと思われまして、これは町内における、やはり交通の本当の危険箇所であると自分は思っておりますので、更に先ほど申しましたように、今まで多くの事故が発生している場所でもあるということで、そういうことを踏まえまして、町としても出来る限りの安全対策を検討した中で、関係機関との協議や要請を進めていくべきと思っておりますけれども、町長の考えをお伺い致します。

●議長

(11時41分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森岡議員の質問にお答えして参りたいと思っておりますが、国道12号と町道15号交差点における交通安全対策ということでございますが、4月15日、国道12号を砂川方面から美唄方面へと走行中の乗用車が、横断歩道を歩行中の町内在住の女性をはねる死亡事故が発生致しました。

春の交通安全運動期間中であって、時折、雪が降る寒空の下、関係機関の皆さん、町民の皆さん、延べ1,000人余りの人たちが、早朝、あるいは薄暮の時間帯の街頭指導にご協力を頂いていた最中で起こったところでございまして、本当に痛ましい事故でありました。

事故後、砂川警察署の交通課が主催する道路診断が行われまして、森岡議員が言われたとおり、国・道も含む道路関係者、交通安全関係者、そして地域住民が事故現場に集まりまして「交通事故を未然に防ぐため、道路等の改善策はないか」との聞き取りがなされたところでありますが、後日、砂川警察より、「現状ではこれ以上改善できる所は無かった」との結論を伺っているところであります。

国道12号の通行車両の多くが、町外のドライバーでありまして、直接的な交通安全活動の改善策について、難しさを感じるのも事実でございますが、一見、地道な活動ではありますが、国や道と歩調を合わせた各期の交通安全運動について、町はもちろんでございますが、砂川警察署や奈井江交番、交通安全協会・指導員会、そして、多くの町民にご参加頂きながら取り組むと共に、引き続き、街頭啓発、薄暮時における国道沿線でのパトライト作戦、夜光反射材の普及等に努めながら、交通事故死ゼロを継続して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

●議長

(11時43分)

森岡議員。

●5番

只今、答弁頂いた中で、砂川警察の方としては、現状、安全対策これ以上のことはということでありましたけれども、あそこ、今、コンビニが何年か前にオープンする前、非常に暗かったんですね。

コンビニとスタンドが昔あった頃は非常に明るくて見通しが良かったんですが、その中で、コンビニエンスストアが開店して頂いて、明るくはなって、本当に見通しはよくなりました。

その中で、人の通りというのも増えたという事実もありますけれども、12号線確かに通るのは町外の車がほとんどだと思います。

それで、その中で出来ることというのは本当に限られているんでしょうけれども、先ほど質問の中でも言ったんですけれども、あそこ、自分が通っている限り、一番、不安を感じるのはアンダーパスから出る時なんですね。

15号の東から西に向けて、アンダーパスをくぐりながら12号線に出て、直進、右折、左折もありますけれども、そのような時にやはり特に不安を感じるというか、細心の注意が必要な箇所だなというようには思っているんですけれども、アンダーパスについては色々暗いとか、確か町政懇談会でもあったかと思っておりますけれども、町道でありますし、その部分に関しては何か注意を喚起することが、それは皆さん努力されているんでしょうけれども、何か町として出来ることがあるんじゃないかなというように、自分ではこうして下さいという提案がないのも残念なんですけど、そのアンダーパスから出る部分に関してね、少し、検討してみたいなと思うんですけれども、今一度、答弁お願いします。

●議長

(11時45分)

町長。

●町長

今のご指摘でございますが、交通関係者とよく相談しまして、検証しながら、方向性について検討していきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくご理解の

ほどを、お願い申し上げます。

●議長

(11時46分)

森岡議員。

●5番

それでは2件目の質問に入らせて頂きます。

2件目の質問は、今年度計画をされました定住促進対策事業の推進状況と次年度の取り組みについてということで、町長に伺います。

定住促進対策事業につきましては、皆さんご存知のように、昨年、人口が6,000人を切ったということになりますけれども、そのような状況の中で、町としても最重要施策の一つとして、事業推進に努力を頂きまして、開始以来、大きな成果を上げているものと認識をしております。最近では、過疎対策のソフト事業として有利な資金を活用頂くなど、努力されておりますことに敬意を表する次第であります。

今年度におきましても、まちづくり定住対策事業として2,685万円の当初予算が計上され、今年新たに土地の購入や住宅建設に対する補助を民地に広げる等の施策の充実や、従前は経済対策の一環として実施をされておりました住宅リフォーム助成につきましても、定住対策事業の一環として実施を頂いて、多くの町民から申し込みがあったことは、皆さんご存知の通りであります。

そこで、初めに、今年度計画された「まちづくり定住促進対策事業」の現在、もう既に12月でありますから、現在までの実施状況についてお伺いします。

次に、次年度における、取り組みについてでありますけれども、私は、定住促進対策事業につきましては、奈井江の現況において、当然ながら、これからも必要な事業でありますし、更に強力で推進するべきとの認識でおり、先ほど申し上げました町長の選挙公約の6つにもありましたし、所信表明の中でも述べられておりました「奈井江版・地方創生」の中でありましたように、町長も全く同じ思いでいてくれると理解をしておりますし、大いに期待をしているところであります。

そこで、これは、公約ということにさせて頂きますが、定住促進対策についての事業の見直しや新たな施策について、具体的な記載もありました。

その中で次年度から実施をされていることと、当然ながら思っているんですけれども、次年度での取り組みについて、お伺いを致します。

●議長

(11時49分)

町長。

●町長

森岡議員の定住対策についてのご質問にお答えして参りたいと思いますが、まず始めに、1点目の定住促進事業として実施した住宅関連予算の執行状況について、お答え致したいと思いますが、今まで奈井江町では、町有地を購入した場合、「土地代金の2

0%相当のキャッシュバック」と共に、「住宅建設時にも、最大100万円の助成」を行って参りました。

加えて、今年度から、分譲後5年が経過した町有地購入に対してキャッシュバックを50%まで引き上げると共に、民有地の購入等につきましても、助成の対象としてきたところでございます。

そこで現在の執行状況でございますが、町有地の土地および住宅建設助成については、2名の方に261万円を交付致しまして、民有地については、3名の方に155万円の土地購入助成を行うと共に、町外の方に対して、1名を含む4名に200万円の建設助成を行う予定でございます。

住宅リフォーム助成につきましては、当初、50件の予定でありましたが、63件1,073万円の申請を受付けております。

土地購入者の大半が、若い世代の方によるものでございまして、人口の流出防止や定住促進に、一定の効果を挙げているものと考えているところでございます。

次に、2点目の定住促進事業の見直しや新たな施策の取り組みについてであります。議会の冒頭、所信表明でも申し上げたとおり、今後のまちづくりでは、少子高齢化による人口減少が進む中にありまして、住宅施策はもちろん、子育てや保健、医療、福祉、介護、教育など、様々な施策を連動させたまちづくりが重要であります。

私は今回の立起にあたりまして、大きく6点、実施項目として17点について公約に掲げ、その項目の最後に「住宅リフォームの継続」「住宅建設時の助成」のほか、「アパートなど、賃貸住宅に対する家賃助成制度」についても、新たに組み組みたいと考えているところでございます。

しかしながら、その具体的な内容については、現在、「第6期まちづくり計画」の策定に合わせ、内部で議論に議論を重ねているところでございまして、政策の詳細につきましては、ここで述べることを差し控えさせて頂きたいと思っております。

来年、2月早々を目途に致しまして、臨時議会を開催し、議員の皆さんにご議論を頂きたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時53分)

森岡議員。

●5番

中身についてはこれ以上、答弁出来ないということなので、質問も出来ないかと思っておりますけど、ちょっと、意見を含めてお話ししたいと思いますけれども、まず住宅リフォームについては確かに公約にあった通り、来年度も実施を頂くということで、これについては本当に嬉しく思っておりますし、これにあたっては、6月でしたか三浦議員が確か質問してたと思うんですが、非常に受付方法が、混乱を招いたということで、もっと良い手法を検討して頂きたいということで、次やる時はということだったんですけど、実際やるということでもありますので、そのことについてまずご検討を頂きたいということと、

それから、個人住宅建設助成の見直しということでありましたけれども、これも政策的なことはお話出来ないということですが、十分拡充して欲しいなというように思っています。

それと賃貸住宅に対する家賃補助制度、これ、内容は分かるんですよね。

ただ、今住んでいる方がみんな対象なのか、果たして、それとも新しく住む人が対象なのかということについても、これからなんだと思うんですけども、ただやはり住んでいる、みんなが公平感を持たないと、ある一定の人がちょっと得をしたということではうまくないのかなと思いますので、その辺についても十分、煮詰めて頂きたいと思いません。

それと、1点だけ、これは質問させていただきます。

戸建ての住宅の助成については先ほど申し上げた通りなんですけど、自分の思いの中で、これはもっと拡充して、是非やって頂いたらいいんじゃないかなと思うのが、集合住宅なんですよ。

これはやっぱり、集合住宅ですから最低4戸が建つわけですから、それも民間が力を出してやるということについては、もっともっとと言ったら語弊がありますがけれども、このことについては、支援を拡充していったらいいんじゃないかなと、自分は思っているんですけども、その件に関して、この質問はこの1点になりますけれども、町長の考えを伺います。

●議長

(11時55分)

町長。

●町長

森岡議員の質問でございますが、リフォーム等については、三浦議員にお答えした通り、きちっと整理してやりたいと、こういうふうには思っておりますが、同時に、今、集合住宅の件でございますが、これは必要性が高まっているんじゃないかと、したがってこれらについても、是非とも町として民間でやるにしても助成が必要でないかと、こういうことを含めて色々検討している最中でございますので、ご理解頂きたいと思うところでございます。

以上でございます。

●議長

(11時56分)

森岡議員。

●5番

色々申し上げましたけれども、この定住対策、非常に重要な事業だと思いますので、精一杯取り組んで頂くようお願いを申し上げます。

それと、質問ではないんですけど、今、選挙があって政府の方では、これはあくまで報道ですけど、地方に自由な交付金というような形と、更に、年明けには経済対策の補

正予算が組まれるというような報道もありますので、皆さんお忙しい最中でしょうけど、わが町にあった事業を選択頂いて、実施頂くようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

●議長

以上で、森岡議員の一般質問を終わります。
ここで昼食のため、午後 1 時 0 0 分まで休憩します。

(昼休憩) (1 1 時 5 7 分)

(4 . 4 番大矢議員の質問・答弁) (1 3 時 0 0 分)

●議長

会議を再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を続けます。
大矢議員。

(4 番 登壇)

● 4 番

通告に従い、大綱 2 点、町長に質問致します。

まず 1 点目としまして、北海幹線に架かる橋梁改修について伺います。

このことにつきましては、まちづくり常任委員会で報告もされていますけれども、町民の方からよく聞かれますので、あえて質問させていただきますので、よろしくご答弁のほどお願いします。

北海幹線は、平成 3 2 年までの改修計画に基づき工事を進めております。

奈井江地区については、昨年度までに上流から 1 4 号まで調査を終えており、今年は、1 6 号から茶志内川まで調査が終わりました。

砂川地区の工事も来年には終了し、順次奈井江地区の工事に着手されることになっています。

以前の質問で、幹線上の橋梁改修については、事業に合わせて取り組むという事でした。

北海幹線の改修工事が奈井江町に入ってきますけれども、橋梁の改修はどのようになるのか伺います。

また、1 5 号、1 6 号の橋梁につきましては、既に北海幹線の改修が終わっており、今回の事業には含まれていません。

既に建設から 4 7 年を経過しており、耐用年数が迫っております。

1 5 号、1 6 号は優先除雪道路であり、排雪の循環道路にもなっており、重要な道路であります。

特に16号の翠橋につきましては、幅員が狭く老朽化もしていることから、住民の皆さんからも早期改修を期待されています。

この2橋の改修についてはどのように考えているのか伺います。

●議長

(13時01分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大矢議員の質問にお答えして参りたいと思っておりますが、1点目は、北海幹線に架かる橋の改修についてでございますが、現在、国営北海地区として進めています北海幹線水路全面改修工事につきましては、今、大矢議員のおっしゃる通り、平成32年までの計画に基づきまして、順次工事が進んでおりまして、奈井江地区については、予算確保の影響もありますが、国の計画では、平成28年から改修工事を行う予定であります。

北海幹線に架かる橋につきましては、国の改修工事に伴いまして、架け換えを行っていきますが、架け換え対象になっている橋につきましては7橋でございますが、そのうち、町道11号、12号、13号に架かる3橋につきましては平成28年に、17号、18号、20号に架かる3橋につきましては平成29年～31年までの期間で、19号に架かる1橋につきましては平成32年に、いずれも国の補償工事と致しまして、橋のボックス化工事を行う予定であります。

2点目の北海幹線の改修が終了している、15号、16号の橋梁の改修についてでございますが、町道15号、16号に架かる橋につきましては平成17年度までに北海幹線の改修工事が完了しておりまして、平成28年からの工事予定区間からは、今、ご指摘がありましたように、対象外となっているわけでございますけれども、今後、橋の老朽化が懸念されることから、幹線を管理しています北海土地改良区や事業主体である国と十分協議を行いながら、平成33年以降の次期改修事業に盛り込んで頂けるよう、国に要請して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時03分)

大矢議員。

●4番

北海幹線改修の7橋については、やるということで、少ない予算の中でそういう改修が全部出来るということは、大変、歓迎するところでございますけれども、補償工事ということになりますと、現況の幅員で工事ということになるんですけれども、現在の幅員は50年前の基準で作られたということで5.5m、若干狭いということで、車の交差にも苦勞致しますし、中には3.5mという橋がございます。

こういうのも残ってしまうということで、今、道営事業ですね、基盤整備事業でも農道は4mということでやってございますし、圃場も大変大型化しているということで、農作業機械が大型化する中で、欄干が邪魔になって通れないという、そういう心配もございます。

今回の改修が最後の改修だと思います。

今後、架け換えや拡幅は考えられませんので、拡幅の在り方について、再度、検討出来ないのか伺います。

●議長 (13時05分)
町長。

●町長
今、担当に聞きますと、今の基準にのっかってやるということですから、前の狭いことでなく、拡幅しながらやりたいと、こういうことだそうでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長 (13時05分)
大矢議員。

●4番
その辺、幅員につきましては、十分協議されながら、出来るだけ、安全で、そして使いやすい橋となりますよう、よろしくお願い致したいと思います。

北海幹線改修については、昨年、相当数の改修が出来ましたけれども、今年は予算の関係で期待されただけの工事が出来ないというような話も聞いてございますし、平成27年度も予算確保が厳しいことから、砂川地区の工事が完了できるかどうか微妙なようです。

平成32年度で奈井江地区の幹線工事が完了し、合わせて、橋梁の改修が出来るよう、町としても予算確保に向けてご支援を頂きたい。

また、15号、16号の橋梁については、平成33年以降の計画の中で対応したいということでございます。

老朽化が進み、危険な状態になることも、考えなくてはなりませんので、保守点検に努められて、安全確保ということで、また早期改修に向けての努力を頂きますよう、お願い申し上げます、次の質問に移らせて頂きます。

次の質問は、統一的な基準による地方公会計整備について伺います。

小泉政権の時、逼迫する地方公共団体の財政再建を検討する中で、現在も使われているんですけども、現金主義による単式簿記では、各自治体により使われている帳票や、取り扱が違い、比較することが難しく、また、資産との関連が取られていないことや、抱える多くの資産や、負債の掌握が難しく、本当の財政力を知るためには、近代の経済活動に対応した発生主義による複式簿記の力を借りる必要があるということで、国は平

成18年より地方公会計制度の見直しを検討してきたところであります。

今年4月30日検討委員会の見解がまとめられたことから、統一的な基準による地方公会計の整備を推進することになりました。

そこで、質問ですけれども、今回、総務省より示された統一的な基準による地方公会計整備の内容と対応について伺いたいと思います。

本来であれば、統一的な基準による複式簿記により、日々伝票処理しなくてはなりません、多くの労力と費用が掛かることから、当面は、期末一括仕分け、伝票単位ごとということですが、認められるということで、具体的なことについては、平成27年1月総務省より示されるということですが、最低限、固定資産台帳の整備と複式簿記導入が必要ということでございます。

そこで、質問致しますけれども、固定資産台帳の整備に関しましては、平成18年8月に総務省より示された指針により、財務書類4表、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書、整備に取り組むことが求められました。

このことから、市につきましては整備が進みましたが、町村については、取り組みが遅れています。

また、インフラ資産を除外するなど、簡易的な方法も認められたことから、実態を反映していないという声もあり、今年の5月23日総務省より統一的な基準に基づいた固定資産台帳の整備等の要請がありました。

特別交付税処置がされることから、現在、空知管内でもプロジェクトチームにより、検討を始めている自治体がありますが、奈井江町においてはまだ取り組んでいません。

固定資産台帳を整備し、貸借対照表を作成することが最初の作業です。

奈井江町では、どのように対応されるのか、また、いつまでに整備されるのか伺います。

更に、複式簿記の導入に関しましては、平成27年1月にマニュアルが示され、その後、複式簿記導入変換システムの提供も考えているようですが、いずれに致しましても、複式簿記経験者、簿記資格者等有識者が必要です。

検討委員会の中でも、簿記資格者などの人材不足が問題として挙げられており、複式簿記の知識やノウハウを有する職員が育成されることにより、公会計改革の促進に繋がるとしています。

奈井江町では、人材確保、育成につきまして、どのように考えているのか伺います。

よろしく申し上げます。

●議長
町長。

(13時10分)

●町長

大矢議員の2回目の質問でございますが、国が統一的な基準による地方公会計整備の内容と対応についてでございます。

2つ目としましては、資産台帳整備の体制と、いつまでに整備するのかということで

ございます。

3つ目は、複式簿記導入に対する人材確保、育成についてでございますが、まず1点目でございますが、国が示した地方公会計整備の内容と対応についてでございますが、総務省は、平成18年に、地方公共団体における公会計の整備を推進するため、全国の都道府県・市区町村に対しまして、財務書類を作成し開示するよう、要請を行ったところでございますが、現在、各地方公共団体で作成されている財務書類については、複数のモデルが存在していることや、多くの団体が総務省方式改定モデルを採用しているものの、本格的な複式簿記を導入していないことから、事業別・施設別の分析が出来ないなどの課題があるため、平成24年度決算における作成済みとなっているのは、空知管内でも、38%に留まっているところでございます。

総務省では、これらの状況を踏まえながら、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提と致しました、統一的な財務書類の作成を、原則、平成27年度から29年度までに行うよう、明年1月頃までに都道府県、市区町村に要請する予定となっております。

本町では、財務書類が、作成自体は完了しておりませんが、これまで奈井江町においては、町民と一体となって行財政改革を進めると共に、広報紙や「このまちのデザイン」における予算・決算状況の説明や町政懇談会における財政推計の説明など、積極的な財政状況の公開に努めてきたところでございますが、今後とも、町民との対話を深め、町民参加を推進するために、行政情報を一層分かりやすく説明することが、重要なことから、財務書類の作成・公開についても、早期に取り組んで参りたいと考えております。

これはバランスシートの問題で、そういうことが町民が本当に分かってくれるかと、説明はしているけれども、こういう指摘だと思いますが、全くその通りでございますが、資産台帳整備に向けた体制と導入時期についてでございますが、総務省は、地方公会計の整備を促進すると共に、人口減少等による公共施設の利用需要の変化を踏まえた、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進する「公共施設等総合管理計画」を策定するよう本年4月に、都道府県・市区町村に対し要請を行っております。

この要請を受け、町と致しましても、計画策定に対する財政措置が講じられるよう、平成28年度までに計画を策定するよう、現在、検討を進めているところでございます。

計画策定にあたりましては、施設管理の基礎的な情報であります固定資産台帳を利用することが望ましいことから、管理計画と並行して固定資産台帳の整備を進めたいと考えております。

作業の手順や体制については、今後、具体的なマニュアルが作成される予定となっておりますので、これらを踏まえて十分内部で検討して参りたいと思います。

3点目の複式簿記の導入に対する人材確保・育成についてでございますが、地方公共団体の予算・決算制度に、複式簿記を導入することは、より正確な、先ほど申し上げましたように、行政コストの把握や財政の効率化・適正化に繋がるものでございまして、公会計に必要な知識や能力を高めるための職員の育成は、ご指摘の通り、重要なことでございます。

職員の共通認識の醸成や基礎知識の習得のため、公会計に関する研修会の開催や北海道市町村職員研修センターで行っている専門実務研修の参加など、継続的な研修に取り

組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。
以上、答弁と致します。

●議長 (13時15分)
大矢議員。

●4番
複式簿記導入システムの中に、資産台帳システムがあるというふうな話も伺ってございます。

ですからそういう固定資産台帳作る時に、システム等の絡みがあるので、それまで待った方がいいのではないかという話もある中で、奈井江町は早々に取り組みを始められるということでございますけれども、平成30年3月までに新基準に基づく財務書類を公表するよう求められているわけですから、遅くとも28年の3月末の貸借対照表を作らなければならないんだらうと思います。

今も町長から述べられましたように、同時に、公共施設等総合管理計画を策定することで、同じような作業が重なっているということで、固定資産台帳の中にそういう項目も全部盛り込んでいかなければならないということで、大変、そういう整理や評価に多くの時間がかかるということですから、早々に手を付けて頂きたいなというふうに思っております。

また、複式簿記導入に対しましては、人材確保の中では予算決算に関わったことがあり、かつ複式簿記に精通されている方ということは、ここに書いてあったんですけども、複式簿記に精通されている方って、日商簿記2級程度という話も書いてあるんですね。

奈井江町の役場の中にそんな人がいるんだかどうかというのは私もよく分かりませんが、今、町長が言われましたように、今後、国や道の研修に参加させていくという話でしたけれども、1日程度の研修で、なかなかこれは理解するというのは難しい、継続的に研修をしなければならないんだらうと思います。

その中で、まず、意欲ある人材確保するために役場内で希望者といいますか、募集をすることは考えていないのかという点と、継続的に研修をするためには、そういう行くだけでなく、奈井江商業高校も奈井江にありますから、そういう簿記のアドバイザーとして、そういう先生方に依頼する、そういうことは考えられないのか、今の2点についてご答弁をお願いします。

●議長 (13時17分)
町長。

●町長
今、お話しの通りでございまして、内部で手を上げさせてということではありませんが、内部で精通している方、そういう方々も何人かおりますし、そういう人を中心に致

しまして、より研修を深めていきたいと。

そして今一つは、アドバイザーといいますか、ご指摘の通りでございまして、そういったアドバイザーを呼んで、全体で、レベルアップするということも大切なことだと、こういうふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

●議長

(13時18分)

大矢議員。

●4番

ありがとうございます。

十分、協議しながら取り組んで頂きたいと思います。

固定資産も少なくありませんので、コスト削減に、先ほども町長も言われましたように、早くから取り組んでいる奈井江町にとっては本当にメリットは少ないのかもしれませんが、これが単なる会計制度の変更ということに留まらず、より財政の透明化と説明責任を果たすことができ、更には、公会計の情報を生かし、経営改善を推進することが最も重要なことでもあります。

そのことも踏まえて取り組んで頂くよう、よろしくお願い申し上げますながら、私の質問を終わらせて頂きます。

ありがとうございます。

●議長

以上で、大矢議員の一般質問を終わります。

(5. 3番三浦議員の質問・答弁)

(13時19分)

●議長

引き続き、一般質問を続けます。

三浦議員。

(3番 登壇)

●3番

本日は、町長に大綱3点質問を致します。

最初は義務教育における学校給食費を無料に出来ないかということについて、3項目について質問します。

町長のお考えを伺いたいと思います。

まず、平成25年度の給食費納入者は小学校で283人、中学校で183人いますが、この内、要保護又は準要保護世帯を除く納入者は何人ぐらいいて、その要保護・準要保護世帯分を除く納入者の分を、もし、町で負担するとすればいくらぐらいになるか、伺います。

次に、小学校、中学校に2人以上の子供を通わせている世帯は何世帯ぐらいあるか、伺いたいと思います。

3点目ですが、義務教育における学校給食費を無料に出来ないかということです。

学校給食は、東北地方で貧困児童を対象に昼食を与えたのが始まりとされていますが、戦後は連合軍の物資援助により、昭和21年に壊滅した都会でスタートし、29年には学校給食法が成立し全国に普及しました。

その後、昭和31年の「米国余剰農産物に関する日米協定」調印で、学校給食用として小麦10万トン、ミルク500万トンが寄贈されたことにより、中学校にも学校給食法が適用になったというのが、戦後の学校給食の始まりの頃の経過です。

子供の困窮を見かねたという形で学校給食が行われたと思います。

さて、現在ですが、「こどもの貧困」は見えづらいつまわれています。

共働きで、収入が準要保護基準よりも多く、なにも問題がないと思われる家庭でも、働き手の思わぬ病気やケガで通院費がかさんでいたり、職場の業績悪化で賃金が下がり、住宅ローンが負担になっていたり、外からは見えにくい事情で、家計が悪化し、塾や習い事ができなくなったとか、長時間労働で子供が家庭で留守番している時間が伸びたなど、子供の生活にその負担がのしかかっているケースが少なくありません。

全国学力テストと行われた、先日の調査で、奈井江町の小学生が「朝食を食べる」割合が思ったより多くホッとしています。

何を食べているかも問題です。

全国的な調査では、1日に必要な栄養を給食で殆ど賄っているという子供がいるという報告もあります。

ですから、学校給食は子供たちにとってなくてはならない大切な食事です。

ただ、給食費未納のニュースなどを見聞きし、子供が学校で肩身の狭い思いをしないようにと、ずいぶん無理をして給食費を納めている家庭もあるのではないかと思います。

現在、給食費については、食材費については保護者負担、それ以外の経費は町の会計から支出するという2本立てで、運用されています。

平成25年度の決算報告書によりますと給食センター施設管理費として町が負担した金額は4,400万円、1食当たり360円で、保護者が支払う学校給食費、小学校1食当たり226円の5割増しの額、それから中学校275円の3割増しの金額を町が負担していることとなります。

これをもって、給食が無くて弁当を持参する市町村もあるのだから、お腹に入る分ぐらいは自己負担して当然という言い分もあります。

また、要保護世帯や準要保護世帯には、今でも全額補助されており、奈井江町は給食費未納家庭はゼロなのだから、これ以上の補助は必要ないという意見もあるかと思いません。

しかし、給食費は、小学校では10ヶ月で集金していますので、小学校の保護者は児童1人につき、1ヶ月4,000円納入しています。中学校は9ヶ月で集金していますので、1ヶ月あたり5,400円を納入しています。

仮に、小学生2人、中学生1人の家庭では4月から12月まで、毎月13,400円納入することになります。年間では約14万円の負担です。

今年度はこれに消費税の増額分が上乗せされています。

また、奈井江町では、高校生までの医療費の無料化を始め、若者の定住化対策、子育て世代応援の政策が計画、実行されていますが、この給食費無料化は、子育て世代応援としては、大きなインパクトがあり、更なる出産に繋がり、少子化対策としても効果があると考えます。

平成25年度の財政調整基金が、残高が約10億円を超えています。

町民の協力と、様々な分野での経費削減や効率的な運用で、積み立ててきた基金ですが、少しゆとりのある今こそ、次の世代に活かせる分野で有効に活用する時期ではないかと思えます。

27年度予算編成にあたって、学校給食の無料化を考慮する余地はないか、また、新たな10カ年計画の中に組み込むことが出来ないか、町長にお伺いします。

●議長

(13時26分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、給食費の無料化でございますが、平成25年度の給食費納入者が、小学校で283人、中学校では183人いますが、このうち、要保護、準要保護世帯を除く納入者は何人かということの質問が第1でございます。小中学校に2人以上通わせている世帯数とは、それから3つ目としては、給食費の無料化を考える時期に来ているのではないかと、こういうご質問でございますが、平成25年度につきましては、要保護、準要保護世帯に加えまして、教職員を除いた納入者数と給食費につきましては、小学校では189人、940万7千円でございます。

それから中学校では129人、665万5千円でございます。

2点目の小中学校に2人以上通わせている世帯数についてでございますが、平成26年1月現在では106世帯となっております。

3点目の子どもの貧困や子育て世代応援の面から、給食費無料化を真剣に考えてはとのご質問でございます。

当町の学校給食については、浦臼町と広域で実施しているところでございますが、この件については、奈井江町だけの問題ではなく、浦臼町とも協議しなければ公平性を保たれない、こういうふうに思っておりますが、そういった面では、今後の課題、議論の課題だということふうに思いますが、当町では、妊娠・出産を経て、子育てを行う十数

年に渡るライフ・サイクルを支援するため、子育て中の保護者の方たちと何度も意見交換を致しました。

妊婦の一般健康診査や、小中高生のすこやか健診、高校生までの医療費無料化、認定こども園の保育料軽減に取り組むと共に、新年度からは、こども園における第3子以降の保育料を無料化するなど、「子どもの貧困」対策の視点も持ちながら、子育てしやすい環境づくりの取り組みを行ってきたところをごさいますして、給食費の無料化については、これから色々な面で議論をしなければいけないという余地はありますが、当面、これらの施策を優先して進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところをごさいます。

人口減少社会にあって、国はもっと真剣に、もっと前向きに子育て支援に取り組まなければならないと思います。

そのことで、我々地方も「地域における子育て支援策」に取り組みやすい環境が整うものと考えており、今後も強く、国に訴えて参りたいと、このように考えているところをごさいます。

よろしくお願ひ申し上げます。

●議長

(13時30分)

三浦議員。

●3番

今のお答で、当面は、その実施は考えていないということでしたけれども、学校給食は、当初は子供の困窮状態への援助ということで始められましたけれども、平成20年の学校給食法の改正により、食事のマナーから地場の旬の食材を使った故郷の味、生活習慣病にならない栄養バランスまで、家庭でなく、学校で教えていかななくてはならない時代になったとして、食育の推進へと変換していると思います。

これは、食育は教育活動そのもので、教育費は無償にするという立場からも今後無料化する方向に国としても動いていくのではないかと思います、この点では町長のお考えはどうか、お尋ねしたいと思います。

●議長

(13時31分)

町長。

●町長

先ほども申し上げました通り、国がそういうふうに前向きな姿勢で、今、お話がありましたように、食育に向けても教育の場の一つだと、大きな一つだということで、取り組み出すということであれば、私どももちろん、当然のことながら並行してやっていかなければいけないと、今、議論残されているところをごさいますから、国がそういうふうに向かうだろうと、こういうふうに思いますから、国、道含めて、自治体もそういうことを今後考えていく方向で向かっていきたいと、こういうふうに考えておりますの

で、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長

(13時32分)

三浦議員。

●3番

先ほどのお答えの中にも3人目の子供から、保育料を無料化するという方向に、来年度から進むというお話がありました。

今、若い人たちは2人目まではなんとか産んでも、3人目を産む勇気がわからないというか、やっぱり3人目というハードルは高いんだと思うんですよね。

ですから、給食費におきましても、一斉に無料化というのが無理であれば、3人目からだけでも、始められないかと、そういうことで検討をしていって頂きたいなというふうをお願いしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の未申請者への今後の対応について質問します。

「広報ないえ」の12月号によると、未申請者が2割いるというふうに書かれていました。

臨時福祉給付金は、町民税が課税されていない方に1人1万円、子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当を受給している方に、子供1人につき1万円ということで、年金や賃金が下がり続けている中での、消費税の増税や、円安による物価高などで、疲弊している家計にとって、決して充分とは言えないけれど貴重な収入源だと思います。

それが、該当になると思われる方に、7月初旬に申請書を送付して、半年近く経っても、2割の方が申請していないということに驚いています。

そこで、それぞれの給付金で、おおよそで結構ですが、何世帯位が申請していないのか、また、今後、未申請者へ、どのような取り組みを検討しているのか伺います。

●議長

(13時35分)

町長。

●町長

三浦議員の臨時福祉給付金のことでございますが、町では臨時福祉給付金については、子育て世帯臨時特例給付金の対象と考えられる世帯に、7月1日付けでチラシと共に申請書を送付したところでございますが、12月11日現在で、臨時福祉給付金が1,075世帯中899世帯、申請率が84%でございます。子育て世帯臨時特例給付金が302世帯で、申請率が91%となっております。

臨時福祉給付金については、住民税の非課税者に申請書を送付したところでございますが、一方で、住民税が課税されている親族等の扶養になっている場合は、支給対象から外れる場合がございます申請のなかった方の全てが、必ずしも対象者ではないことから、対象世帯の実数を把握することは大変困難であるということも、ご理解して頂き

たいと思います。

2点目の全対象者への給付に向けてどのような取り組みをとのご質問でございますが、国は、3か月の受付期間を基本と致しておりますが、奈井江町においては、7月7日から1月8日までの、国の猶予期間ぎりぎりの最長6か月間としたところでございますが、また、受付を開始する以前から、区長回覧や広報誌、ホームページ等での周知に努め、その後も広報ないえ12月号で、再度、お知らせを行って参りました。

また、12月1日には、申請のなかった世帯に対し、再度、申請書とチラシを郵送するなど、未申請者への対応をしているところでありますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時37分)

三浦議員。

●3番

申請の締め切りが1月8日ということで、迫っていますけれども、受給を希望しているのに、申請に至らないということがないように、全力を挙げて頂くよう、要望致したいと思います。

最後の質問になります。

高齢者等支え愛条例に基づく要支援者名簿の作成について伺います。

この名簿の作成については、当初、お盆頃までに完成するということでしたけれども、南町の町政懇談会の中でも、どうなっているのかという質問が出されていましたが、その時には11月か12月ぐらいまでにはという回答だったと思います。

そこで、いつまでに完成させる予定なのか、改めて伺います。

また、名簿が完成して、区長の手が届いても、すぐに支え合い活動が始められるとは思えません。

まず、町内会役員や、地域によって名前は違うと思いますが、助け合いチームのメンバーや民生委員、老人会の役員など、そういう方たちが中心になって、保健師などを招いて、町内の現状を把握すること、どんな助けが必要か、なにが出来るかなどを学習したり、情報交換することから始まるのだと思います。

条件のあるところから、少しずつ広げていくことになろうかと思えます。

ですから、名簿作成までに、まだ時間がかかるようであれば、出来上がった区から、順次、支え合い活動の準備に入れるよう、名簿を区長に手渡すことを考えても良いのではないかと思います。

その点も含めて、町長のお考えを伺いたいと思います。

●議長

(13時39分)

町長。

●町長

三浦議員の質問でございますが、高齢者等支え愛条例に基づく要支援者名簿の作成についてということでございます。

本年3月議会において可決決定を頂きました、高齢者等支え愛条例につきましては、4月以降、連合区長・行政区長会議にて説明を行った後、改めて行政区長にお集まりを頂き、条例の趣旨等について説明を行った後、名簿の作成等について協力を求めて参りました。

町と致しましては、決して強制的に行うのではなく、地域の皆さんが、その地域にお住いの要支援者を皆で見守り、支援をして行くことについてご理解を頂き、現在まで約75%の行政区長から名簿の提出を頂いたところでございます。

昨年まで「災害時要援護者名簿」として、本人の手挙げ方式によりまして登録をした人数が40人程度でありましたが、現在まで調査を終了した「施設入所者等を除く65歳以上の単身者」及び「高齢の夫婦世帯」の方々1,026名より、支え愛名簿登載の同意を頂いているところでございます。

引き続き、残りの行政区長さんにもご理解を頂き、全町的な取り組みにして参りたいと考えております。

これについては、まだ、若干の時間を要するものと考えております。

一方で、すでに名簿の提出をして頂いた区については、障がい者や要介護支援者を対象に致しまして、役場職員等が調査・名簿の作成を行って、来年2月頃を目途に致しまして、順次、地域の皆さん、関係機関、そして社会福祉協議会と情報共有をして参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

確かに、南町の町政懇談会で、その話が出まして、担当からも大体11月12月頃に、名簿が出来るといっていたんですが、色々話し合いながら、今もお話ありましたように、行政区長さん、はじめとして、様々な団体とも話を深めているところでございまして、強制的にやるということではなく、出来るだけ、皆さんに理解を求めながら、順次、作業を進めて参りたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時43分)

三浦議員。

●3番

今、区長の理解を求めながら、順次というふうにお答えになったと思いますけれども、その順次というのは、出来た所から区長に名簿を渡すということも含むんでしょうか。

その点、お願いします。

●議長

(13時43分)

町長。

●町長

順次という意味は、順次、理解をして頂いて、2月に一つの区切りをつけていきたいと、こういう意味でございますので、ご理解頂きたいと思えます。

●議長

(13時43分)

三浦議員。

●3番

地域で高齢者を支援していこうということについては、地域によって温度差があるのではないかと思います。

一口に独居、高齢者のみの世帯といっても、それが60代後半なのか、80代、90代なのかによって深刻さが全然違ってきます。

宅地の分譲の時期などによって、ある地域に80代、90代が固まっているというような所がありまして、そういう所は本当に深刻な問題です。

一刻も早く地域での取り組みが始められるよう、区長への名簿配布を急いで頂きますよう、お願い申し上げまして、私の質問を終わります。

●議長

(13時44分)

以上で、町政一般質問を終わります。

ここで、1時55分まで休憩をはさみたいと思えます。

暫時休憩と致します。

(休憩)

(13時45分)

日程第5 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時55分)

●議長

会議を再開します。

日程第5、議案第1号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会のご出席ご苦労さまです。

1頁をお開き下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

記と致しまして、専決事項は、平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）であります。

平成26年度奈井江町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ631万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,200万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分を行った日は、平成26年11月25日であります。

平成26年12月17日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、14款国庫支出金631万5千円を追加し2億7,325万9千円、歳入合計631万5千円を追加し47億4,200万円。

歳出、2款総務費631万5千円を追加し2億9,819万円、歳出合計631万5千円を追加し47億4,200万円。

今回の補正につきましては、12月2日公示の衆議院議員選挙の費用にかかる専決処分であります。

補正の内容について歳出から説明致しますので4頁をお開き下さい。

総務費の選挙費、衆議院議員選挙費では、選挙の施行に要する報酬、職員手当等の事務経費として631万5千円を追加計上致しております。

次に、歳入についてご説明致します。

3頁にお戻り下さい。

国庫支出金、国庫委託金の総務費委託金で、選挙に係る費用631万5千円を全額、国からの委託金として追加計上したところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時57分)

●議長

日程第6、議案第2号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第7号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書8頁をお開き下さい。

議案第2号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第7号)」

平成26年度奈井江町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,859万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,059万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月17日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、14款国庫支出金71万8千円を追加し2億7,397万7千円、15款道支出金922万9千円を追加し3億3,547万1千円、17款寄附金1,290万4千円を追加し1,518万4千円、18款繰入金492万3千円を追加し2億8,531万9千円、20款諸収入81万6千円を追加し1億690万3千円、歳入合計2,85

9万円を追加し47億7,059万円。

歳出、2款総務費1,655万9千円を追加し3億1,474万9千円、3款民生費949万1千円を減額し9億3,989万4千円、6款農林水産業費16万9千円を追加し2億7,674万7千円、8款土木費1,137万1千円を追加し5億6,977万9千円、12款職員費998万2千円を追加し7億372万7千円、歳出合計2,859万円を追加し47億7,059万円。

一般会計補正予算（第7号）の概要についてご説明を申し上げます。

歳出から説明を致しますので、14頁をお開き下さい。

総務費、総務管理費の一般管理費では、財政事務に要する経費として、ふるさと納税記念品に係る費用22万2千円を追加計上。

職員一般旅費では、地方創生に係る関係機関との協議や会議出席などの増により80万円を追加計上致しております。

財産管理費では、庁舎の維持管理に要する経費として、電気料金値上げ相当分45万2千円を追加計上。

15頁の交通安全対策費では、防犯灯に要する経費として、電気料金値上げに相当する分206万6千円を追加計上。

地域振興基金では、ご寄附による積立金290万5千円を追加計上。

役場庁舎整備基金では、同じくご寄附による積立金で1千万円を追加計上致しております。

徴税費の賦課徴収費では、徴収事務に要する経費として、債権催告委託業務に係る費用11万4千円を追加計上致しております。

16頁をお開き下さい。

民生費、社会福祉費の社会福祉総務費では、障害者福祉システムの改修負担金23万8千円を追加。

老人福祉費では、後期高齢者医療保険に要する経費として、平成25年度の医療費確定に伴い、道後期高齢者医療広域連合負担金の清算で1,014万1千円を減額計上。

高齢者対策費では、介護保険関連サービス事業に要する経費として、人事異動等による人件費の精査を行い、給料・職員手当・共済費・退職手当負担金合わせまして19万9千円を減額計上致しております。

18頁の地域包括支援センター運営に要する経費では、同じく人件費の精査で合わせて1万1千円を追加計上。

児童福祉費の児童措置費では、子育て世帯に対する臨時特例給付金で交付実績等の精査を行い60万円を追加。

19頁の農林水産業費、農業費の農業委員会費では、農地保有合理化事業に要する経費として、農地中間管理事業委託金の追加に伴う精査により、臨時事務員の賃金、旅費、消耗品費、合わせまして16万9千円を追加計上致しております。

土木費、道路橋りょう費の道路維持費で、道路の維持管理に要する経費として、電気料金値上げに伴い15号アンダーパス施設電気料金で26万円を追加。

除排雪に要する経費では、奈井江浦臼線外4路線の除雪業務委託料917万円を追加

計上致しております。

雪処理施設に要する経費では、電気料金の値上げに伴う施設維持管理電気料として2万2千円を追加。

住宅費の住宅管理費では、公営住宅等維持管理に要する経費として、空家修繕の増加に伴う修繕料171万9千円を追加計上致しております。

職員費の職員給与費では、人事異動等による人件費の精査を行って、一般職給料で515万9千円を追加。

21頁の職員手当等で150万6千円を追加、特別職・一般職共済組合負担金で225万7千円を、それぞれ追加計上致しております。

22頁の退職手当組合負担金では106万円の追加、合わせて998万2千円を追加計上したところであります。

続きまして、歳入について説明致します。

12頁をお開き下さい。

国庫支出金、国庫補助金の民生費国庫補助金では、地域生活支援事業補助金で11万8千円を追加。

子育て世帯に対する臨時特例給付金事業補助金で60万円を追加計上致しております。

道支出金、道補助金の民生費道補助金では、地域生活支援事業補助金5万9千円を追加。

道委託金の土木費委託金では、道路施設維持管理委託金で917万円を追加計上。

寄附金では、藤堂亮様、商工会料飲業部会様のほか匿名の方1名、また、ふるさと応援寄附金では萩原正博様ほか64名の方のご寄付により合わせて1,290万4千円を追加計上致しております。

13頁、諸収入の雑入では、事業関連雑収入で、道営土地改良事業に係る換地処分の清算により65万円を追加。

農地中間管理事業委託金16万6千円を追加計上致しております。

なお、以上における歳入歳出の差492万3千円につきましては、歳入予算で財政調整基金繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時06分)

●議長

日程第7、議案第3号「平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書24頁をお開き下さい。

議案第3号「平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第4号)」

平成26年度奈井江町の下水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月17日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入については補正がありません。

歳出、1款下水道費23万4千円を追加し7,554万4千円、3款予備費23万4千円を減額し214万8千円、歳出合計、補正額に変更はありませんが、合計で5億871万2千円であります。

下水道事業会計補正予算(第4号)の概要について申し上げます。

歳出から説明致します。

27頁をお開き下さい。

下水道費、下水道整備費の総務管理費では、石狩川流域下水道組合負担金の平成25年度分確定精査により26万5千円を追加計上致しております。

下水道建設費では、共済費等の負担率の変更に伴う人件費の精査を行い1万2千円を減額計上。

下水道維持費では、職員手当等の精査により1万9千円を減額計上致しております。

以上における歳入歳出の差23万4千円につきましては、予備費を減額計上し収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時09分)

●議長

日程第8、議案第4号「平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算

(第2号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書30頁をお開き下さい。

議案第4号「平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」

総則、第1条、平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の補正はありません。

支出、第1款、病院事業費用1、206万6千円を減額し12億826万4千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費で1、149万5千円を減額し5億9,501万1千円。

平成26年12月17日提出、奈井江町長。

病院事業会計補正予算(第2号)の概要については、主に人事異動等による人件費の精査であります。

収益的支出から説明致しますので、32頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の給与費では、人事異動等による人件費の費用精査を行い、合わせて1、149万5千円を減額計上。

経費では、退職手当組合負担金で112万1千円を減額、委託料では外来業務等の効率性向上を図るため、医療関連補助業務委託料で55万円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では678万4千円の赤字であります。繰越実質収支では2億8,414万6千円の黒字を見込んだところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森岡議員。

●5番

只今、提案説明ありました平成26年度町立国民健康保険病院会計の補正予算ですけれども、中身の件で1点、まず医療関連補助業務委託ということですが、これの

もうちょっと詳しい内容をお知らせ頂きたいということと、今回、主に減額になっているのが人事異動による費用の精査ということでありますけれども、33頁の職員の数を見させて頂くと、4人減員になっているということでありますけれども、病院は、看護職とか介護職とか含めて有資格者が沢山勤めていらっしゃる場所ですし、また必要数もあると思うんですけれども、この職員数の4人減少ということについて、もうちょっと詳しくお知らせを頂きたいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の森岡議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の医療関連補助業務委託料の内容ということでございますが、今回この補正を上げさせて頂きましたのは、内科外来におきまして、現在、複数の医師による診察を行っている状況があるということと、あと合わせて内視鏡などの検査で同じ時間帯で進めなければならない、そういった診療業務を行っております。

その上で、現在の看護体制におきましては、非常に円滑に進まない課題があります。

その課題を解決するために、今回、内科外来窓口に事務職を配置をしたいと考えております。

その上で、看護師本来の業務体制を強化することによりまして、診察等の充実と効率化を図って参りたいと思っております。

それともう1点の目的としましては、診療報酬請求の内容の精度を高めたいということもございます。

その上で、診療収益の向上にも繋げていきたいという、この2つの目的によりまして、医療事務関連のノウハウを持つ業者から人材派遣を、委託業務をしたいと考えているところでございまして、今回追加補正をさせて頂いたところでございます。

なお、委託業務につきましては、来年2月から開始をしたいというふうに思っております。派遣人数については1人を予定をさせて頂きたいと思っております。

よろしくご理解の方をお願いしたいと思います。

それと2点目でございますが、今回の4人の減ということでございますけれども、内訳申し上げますと、看護師が1人、それと介護職が2人、それと地域医療連携室に配置をしておりました保健師1人ということで計4名でございますが、今回の人事異動につきましては、病院はもとより健寿苑、やすらぎの家との調整ということの中で、今回人事異動させて頂いております。

ただ、この減った部分につきましては、臨時職員の中で対応をさせて頂いております。その減の部分については、その臨時職でカバーをさせて頂き、基準をクリアしているという体制で組んでいるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

森岡議員。

● 5 番

ほぼ理解をさせていただきました。

ただ、ちょっと確認なのですが、この委託業務の中で、内科窓口を受付の事務職と申しますか、そういう方を配置、これすごく良いことだと思うんですね。

看護師さんは、本来の看護師業務に専念するという事は、非常に良いことだなと思いますし、報酬の請求にあたっての人材派遣を受ける、これも精度を高める上で非常に良いと思うんですけども、これいずれにしても3月いっぱいの措置ですよ。

今回の補正に関してはね。

それで、これからの話ですけども、新年度についてはどういう見解であるのかということ、確認をさせていただきたいと思います。

● 議長

健康ふれあい課長。

● 健康ふれあい課長

只今のご質問でございますが、今回の補正につきましては、26年度内ということでございますので、2月3月分ということでございます。

新年度に入りましても、この体制をやはり維持していかなければならないと考えているところでございますけれども、ゆくゆくは今、電子カルテシステムの整備を、今年度進めているところなんですけれども、その電子カルテシステムの、そういった医療事務に関するシステム化がある程度、院内の中できちっと精通出来た段階で、その時点でこの派遣をどうするかについては検討させていただきたいと思っておりますが、当面はこの派遣を続けていきたいというふうに考えております。

よろしくご理解を賜りたいと思います。

● 議長

他にございませんか。

(なし)

● 議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

● 議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時18分)

●議長

日程第9、議案第5号「平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書34頁をお開き下さい。

議案第5号「平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」

総則、第1条、平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の補正はありません。

支出、第1款、介護老健事業費用161万6千円を減額し2億4,446万9千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費94万円を減額し1億2,707万2千円。

平成26年12月17日提出、奈井江町長。

老人保健施設事業会計補正予算(第2号)の概要についてご説明を申し上げますが、今回の補正予算は、人事異動等による人件費の精査であります。

36頁の収益的支出でございますが、介護老健事業費用、営業費用の給与費では人事異動による人件費の費用精査を行い、合わせて94万円を減額。

経費では、退職手当組合負担金67万6千円を減額計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では1,692万1千円の赤字となり、繰越実質収支では2,854万7千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時21分)

●議長

日程第10、議案第6号「平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 38 頁をお開き下さい。

議案第 6 号「平成 26 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第 3 号）」
総則、第 1 条、平成 26 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第 3 号）
は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第 2 条、平成 26 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計
予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第 1 款、介護老福事業収益 45 万 7 千円を減額し 3 億 3, 186 万 8 千円。

支出、第 1 款、介護老福事業費用 423 万 7 千円を追加し 3 億 7, 415 万 6 千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第 3 条、予算第 7 条に
定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費 363 万 6 千円を追加し 1 億 6, 355 万 9 千円。

平成 26 年 12 月 17 日提出、奈井江町長。

老人総合福祉施設事業会計補正予算（第 3 号）の概要について、ご説明を申し上げます
ますが、本件につきましても、主に人事異動による人件費の精査であります。

41 頁の収益的支出をご説明致します。

介護老福事業費用の事業費用では、人事異動等による人件費の費用精査を行い、給与
費で 361 万 3 千円を追加計上。

経費では、退職手当組合負担金の精査で 60 万 1 千円を追加計上致しております。

事業外費用の高齢者生活福祉センター費では、賃金改定に伴う生活援助員の費用精査
を行って 2 万 3 千円を追加計上。

次に、収益的収入の 40 頁であります。介護老福事業収益の事業外収益で、臨時職
員の社会保険料自己負担分の精査で 45 万 7 千円を減額計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では 2, 573 万 3 千円の赤字となります。繰越実質
収支では 3, 428 万 7 千円の黒字を見込んだところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定を
お願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、12 2請願の一括上程・付託

(14時24分)

●議長

日程第11、請願第1号「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択を求める請願書」

日程第12、請願第2号「「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の採択を求める請願書」

以上、2請願を一括議題とします。

請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(2請願)朗読

●議長

紹介議員の補足説明があれば、発言を許します。

●議長

三浦議員。

●3番

最初に、「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択を求める請願書」につきましてですが、6月の通常国会で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」、医療介護総合法が可決されました。

これにより、要支援者の訪問介護と通所介護が介護予防給付から外されますが、これには多くの利用者、介護事業所、現場職員、自治体などから法案の提案前の段階で反対意見が強く出されたため、要支援者の介護保険サービスすべてを、介護給付からはずす

という案を取り下げたという経緯があります。

また、特養への入居・入所も要介護3以上に制限するとしています。認知症の利用者では軽度の方が徘徊するなど介護する上で大変な事例がよく見られることです。軽度のうちに適切な介護を受けることで心身の機能が維持されることは多くの介護現場で認められているところです。

他にも、一定以上の収入のある人の利用料を2割負担へと引き上げ、低所得者の施設入所の居住費・食費を軽減する補足給付を制限するなど、これまでにない負担と給付制限が加えられようとしています。

多くの介護を必要としている人、また、介護している家族などは、これまで通り介護福祉士など専門性を持った職員のサービスを継続して受けられることを要望しています。

また、多くの介護事業所で低賃金や労働条件の厳しさから介護・看護職員の人手不足が深刻化しています。

特に広大な過疎地を有する北海道では、看護師、理学療法士など専門職を確保することは困難になっており、必要な処遇改善とそのための国庫からの援助が求められています。

誰もが必要な介護サービスを受けられるように、介護保険料の負担を軽減し、介護サービスの基盤整備が図られるよう、国が自治体に必要な財源を援助する必要があります。

以上の趣旨から、1点目として、要支援者・要介護者へのすべての介護サービスをこれまでどおり保険で継続すること。

2点目として、介護報酬を大幅に引き上げるとともに、国の責任で介護職員の確保・処遇改善のための施策を早急に講じること。

3点目として、介護保険料の値上げを抑え、介護の基盤整備を推進するため、国は自治体に必要な財源を援助することを、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に要請するものであります。

また、「「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の採択を求める請願書」についてですが、奈井江町が今年度の小学校3年生に実施しているように、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。

国は、地方の動きに後押しされ、2011年度は小1で、2012年度は小2で35人学級を実施した。

しかし、安倍政権に変わった2013年度以降は、父母、国民の期待に背を向け、35人以下学級の前進を見送り、教職員定数改善計画も1959年に開始して以来、初の純減を強行しました。

今、学校では、いじめ、体罰の問題や、全国一斉学力テスト体制による競争主義教育によって、多くの子供たちが苦しんでいます。

更に、子供たちを守るべき教職員も長時間、過密労働で追い詰められています。

こうした状況を変えていくために、少人数学級実現や教職員定数増は、大きな力を発揮します。

国に先駆けて、少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また、定数増で教

職員が子供と向き合う時間が増えて、学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

しかし、少人数学級実現や教職員定数増を自治体だけの負担に転嫁するならば、財政力の違いによる自治体間格差が生じることになります。

教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って、少人数学級実現と教職員定数増を行うことが強く求められています。

国が構造改革路線を突き進み、地方にしわ寄せを行い、定数崩しなどの安上がり政策を進めてきた結果、学校では臨時・非常勤職員が増え続けています。

こうした非正規頼みの状態は、子供たちにとっても、共に働く教職員にとっても十分な教育環境ではありません。

教職員定数を改善するとともに、臨時・非常勤の正規化をすすめる必要があります。

日本の教育機関への公の財政支出の対GDP比は2010年度で3.6%です。これはOECD諸国の中では4年連続最下位となっています。

段階的にOECD平均並みの5.4%まで引き上げていけば、小・中・高校の30人以下学級の実現のみならず、就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となります。

地方に負担を押しつけることなく、国の責任による教育条件整備をすすめることが必要です。

以上の趣旨から、国の責任で、すべての小・中学校、高校で30人学級を実現することと、国が、新たな教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員を増やすことを、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に要請するものであります。

各議員のご理解とご賛同をお願い致します。

●議長

おはかりします。

請願第1号、請願第2号は、奈井江町議会会議規則第90条第1項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号、請願第2号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

おはかりします。

只今、まちづくり常任委員会に付託しました請願第1号、請願第2号につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、12月23日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号、請願第2号については12月23日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

議案調査及びまちづくり常任委員会開催のため、12月20日から23日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

12月20日から23日までの4日間を、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれにて散会と致します。

なお、12月24日は10時00分より会議を再開します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(14時36分)

平成26年第4回奈井江町議会定例会

平成26年12月24日（水曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第3号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 選挙第1号 奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙について
- 第3 請願第1号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択を求める請願書
- 第4 請願第2号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の採択を求める請願書
- 第5 意見案第1号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書
- 第6 意見案第2号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書
- 第7 意見案第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 第8 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第9 調査第2号 所管事務調査の付託について

○ 出席議員（9名）

1番	遠藤共子	4番	大矢雅史
3番	三浦きみ子	6番	森繁雄
5番	森岡新二	8番	森山務
7番	笹木利津子	10番	堀松雄
9番	鈴木一男		

○ 欠席議員（1人）

2番 石川正人

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北良治
副町	長	三本英司
教育	長	萬博文
会計	管理者	篠田茂美
まちづくり	課長	相澤公
くらしと財務	課長	小澤克則
ふるさと振興	課長	碓井直樹
おもいやり	課長	馬場和浩
まちなみ	課長	大津一由

健康ふれあい課長	小澤敏博
やすらぎの家施設長	表久義
教育次長	山崎静
くらしと財務課長補佐	秋葉秀祐
教育委員長	堀美鈴
農業委員会会長	大関光敏
代表監査委員	中野浩二

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	岩口茂
庶務係長	栗山ひろみ

（10時00分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第4回定例会最終日となりましたが、ご出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、これから会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番遠藤議員、9番鈴木議員を指名します。

日程第2 選挙第1号の上程・説明・指名推選

（10時00分）

●議長

日程第2、選挙第1号「奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙について」を行います。

おはかりします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推薦で行うことに決定しました。

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

指名の方法については、議長が指名することに決定致しました。

奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員に、森議員を指名します。

おはかりします。

只今、指名しました森議員を、奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

只今、指名しました森議員が当選されました。

只今、当選されました森議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

(告知)

日程第3、第4 2請願の上程・報告・討論・採決

(10時02分)

●議長

日程第3、請願第1号「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択を求める請願書」

日程第4、請願第2号「「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の採択を求める請願書」

以上、2請願を一括議題とします。

2 請願につきましては、まちづくり常任委員長より、審査報告書が議長に提出されております。

常任委員会報告書について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、8 番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 8 番

皆さん、おはようございます。

まちづくり常任委員会の審査報告を致します。

12月19日本会議において付託されました、請願第1号「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択を求める請願書」及び、請願第2号「「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の採択を求める請願書」の審査を、19日役場3階議員控室にて委員会を開催し審査を行い、結果を得ましたので、ご報告申し上げます。

補佐人として、北海道勤医協労働組合書記次長 伊達 正勝氏及び、北海道高等学校教職員組合連合会書記次長 関原 文明氏が同席され、紹介議員や補佐人からの現状等の説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行い、全会一致で採択すべきものと決定致しました。

なお、あわせて意見書(案)3件につきましても、審議したことをご報告申し上げます。

以上、常任委員会の報告と致します。

● 議長

請願第1号「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択を求める請願書」に対する討論を行います。

(なし)

● 議長

討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(異議なし)

● 議長

異議なしと認めます。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

●議長

請願第2号「「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の採択を求める請願書」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

請願第2号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5 意見書第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時06分)

●議長

日程第5、意見案第1号「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第1号)朗読。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第6 意見案2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時07分)

●議長

日程第6、意見案第2号「「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第2号)朗読。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第7 意見案第3号上程・説明・質疑・討論・採決

(10時09分)

●議長

日程第7、意見案第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第3号)朗読。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

7番笹木議員。

●7番

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案について、補足説明をさせていただきます。

我が国において、ウイルス性感染者は合計350万人と、まさに国民病であり、集団予防接種、血液製剤投与、輸血などの厚生行政に関連して広がった医原病であります。

ウイルス性肝硬変、肝がん患者の自己負担医療費は極めて高額で、また、ウイルスに起因するため、再発を繰り返し、入院回数が多数回に渡っております。

C型の肝硬変、肝がん患者は高齢化が著しく、急速な救済を必要とし、一方、B型の肝硬変、肝がん患者の7割以上が60歳以下の働き盛りで、経済的打撃が大変大きくなっております。

B型C型双方の被害者のうち、そのほとんどが未救済のままで、医療費助成額は、腎透析年間予算1兆3千億円に比べ、肝硬変、肝がん患者の医療費助成額は年間約190億円と、地方救済等とは別に幅広い救済が必要であります。

肝炎対策基本法が平成22年1月に施行され、23年6月にはB型肝炎訴訟基本合意

書が締結、また同年、特別措置法の付帯決議がなされておりますが、具体的な措置が講じられていない状況にあります。

現在、肝硬変、肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題であります。

以上、意見書案に対しての補足説明とさせていただきます。

全議員のご賛同を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第3号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第8 調査第1号の上程・付託

(10時13分)

●議長

日程第8、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号)朗読。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第9 調査第2号の上程・付託

(10時16分)

●議長

日程第9、調査第2号「所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号)朗読。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成26年奈井江町議会第4回定例会を閉会します。

皆さん大変ご苦労さまでした。

(10時17分)